

共通番号制度 関係資料一覧

- A. 2011年6月30日 社会保障・税番号大綱（政府・与党社会保障改革検討本部）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/youkouan_honbun.pdf
 - B. 2013年3月 「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究」（内閣官房平成25年3月29日）（サイト非掲載） ※概要がC. の資料4に掲載
 - C. 2013年3月21番号法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/houansetumei250321/gijisidai.html>
 - D. 2013年8月 平成25年度社会保障・税番号制度説明資料（サイト非掲載）
 - E. 2013年8月 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（総務省平成25年8月）
セキュリティの関係上、ガイドライン全体版は非公開とされ以下の概要のみ公開
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bangou_katsuyou/
 - F. 2013年8月 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン概要版
http://www.soumu.go.jp/main_content/000247944.pdf
 - G. 2014年2月 番号制度の概要（内閣官房）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/gaiyou_siryou.pdf
 - H. 2014年2月5日 番号制度についての都道府県・指定都市主管課長説明会資料（サイト非掲載）
特定個人情報保護評価についてのみ以下に掲載
 - I. 2014年2月5日 特定個人情報保護評価に係る指針及び委員会規則について.pdf
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/pia/pia.html>
 - J. 中間サーバー共同化・集約化（平成26年2月5日総務省大臣官房企画課個人番号企画室）
http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/364058_1958366_misc.pdf
 - K. 2012年 マイナンバー制度の動向と 個人番号カードについて（総務省）
https://www.lasdec.or.jp/cms/resources/content/25173/05_somusyo.pdf
 - L. 2013年 マイナンバー法及びマイナンバー関連法案の概要（総務省）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000159097.pdf
 - M. 2013年12月 地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の調達仕様書（案）（総務省大臣官房企画課個人番号企画室）
以下の政府調達データベースから総務省で検索
<http://cyoutatujirei.e-gov.go.jp/Main?>
 - N. 特定個人情報保護評価関係（特定個人情報保護委員会）
<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/pia/pia.html>
 - O. 総務省 自治体クラウド推進事業（団体間の業務データ連携に係る検討・実証）【平成23年度】
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/platform.html
 - P. 2013年3月 「社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース分析等に関する調査研究 報告書」（内閣官房）（サイト非掲載）
 - Q. その他 内閣官房サイト
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ※ B. D. E. P. は、やぶれっ！住基ネット情報ファイルに掲載してあります。
<http://yabure.kokuseki.info/cns/>

法律成立までの経緯

2010年2月	「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。
2010年6月	社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。
2010年11月	政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。
2010年12月	社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。
2011年1月	政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「番号制度創設推進本部」設置を決定。
2011年4月	社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。
2011年6月	政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。
2012年2月14日	マイナンバー関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 ・地方公共団体情報システム機構法案
2012年11月16日	衆議院が解散し、マイナンバー関連3法案が廃案。
2013年3月1日	自公民による修正協議を踏まえ、マイナンバー関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 ・地方公共団体情報システム機構法案 ・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）
2013年5月9日	衆議院本会議においてマイナンバー関連4法案につき一部修正のうえ可決。
2013年5月24日	参議院本会議においてマイナンバー関連4法案が可決、成立。
2013年5月31日	マイナンバー関連4法が公布。

29

【G】

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

【G】

社会保障・税番号制度の仕組み

- ◎個人に
 - ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
 - ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
 - ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」(マイナンバー)を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み
- 連携される個人情報の種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み
- ◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。
- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

付番

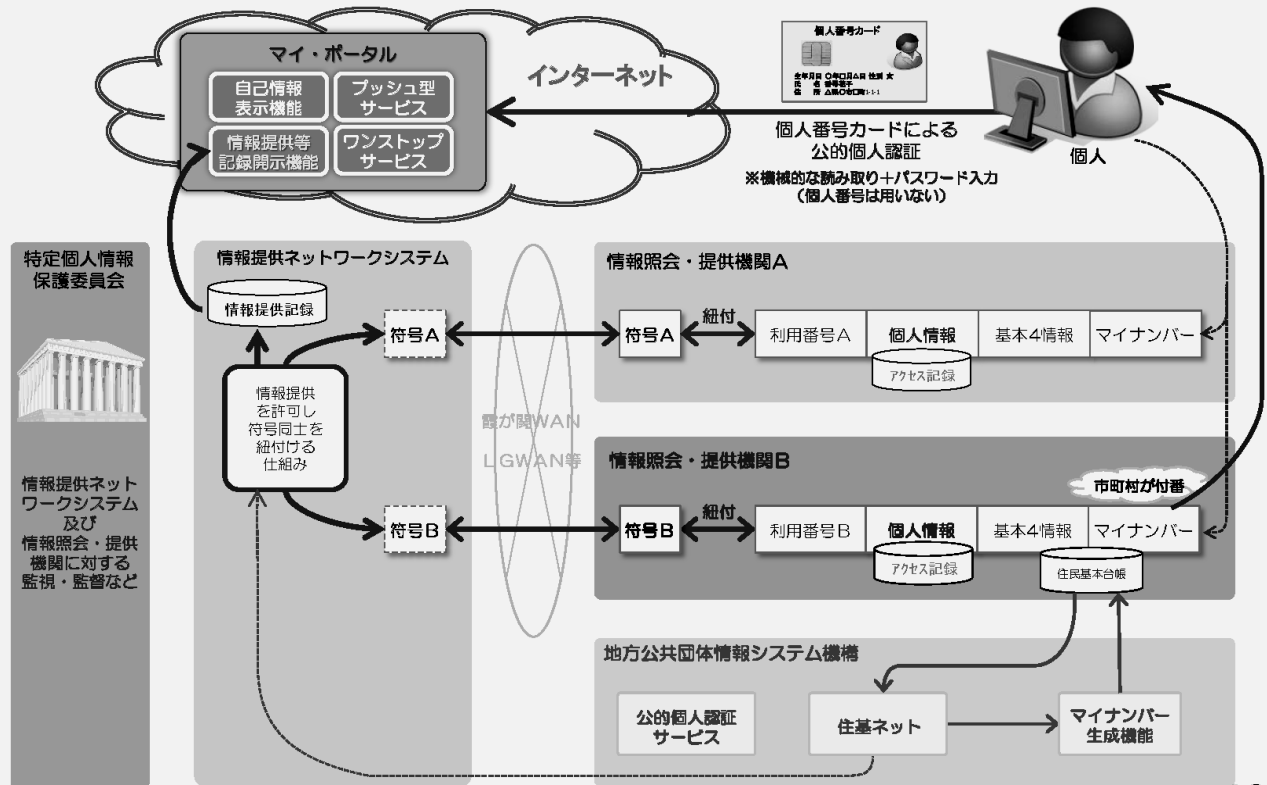
個人に付する「個人番号」(マイナンバー)

付番	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。(第7条第1項) ※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中長期在留者、特別永住者等の外国人。 ※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。 ※個人番号の桁数は、12桁を予定。
変更	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。(第7条第2項)
番号生成機関	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。(第8条第1項) ➢ 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。(第8条第2項)

法人等に付する「法人番号」

付番	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。(第58条第1項) ※所管は国税庁。 ※法人番号の桁数は、13桁を予定。 ➢ 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。(第60条) ➢ 法人番号の付番対象(第58条第1項、第2項) <ul style="list-style-type: none"> ①国の機関及び地方公共団体、②登記所の登記簿に記載された法人等、③法令等の規定に基づき設置されている登記のない法人、④国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務を有する、又は法定調書の提出対象となる取引を行う法人。
変更・通知、検索及び閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人番号は変更不可 ➢ 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知 ➢ 法人番号は官民を問わず様々な用途で利活用 ※法人等の基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号)の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

情報連携のイメージ

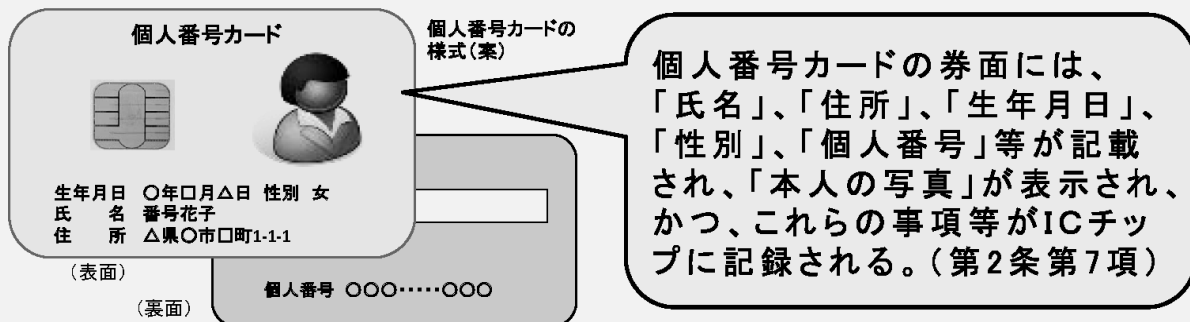


16

【G】

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



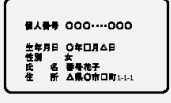


- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、電子利用者証明の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 公的個人認証の署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。
- ⑤ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

10

【G】

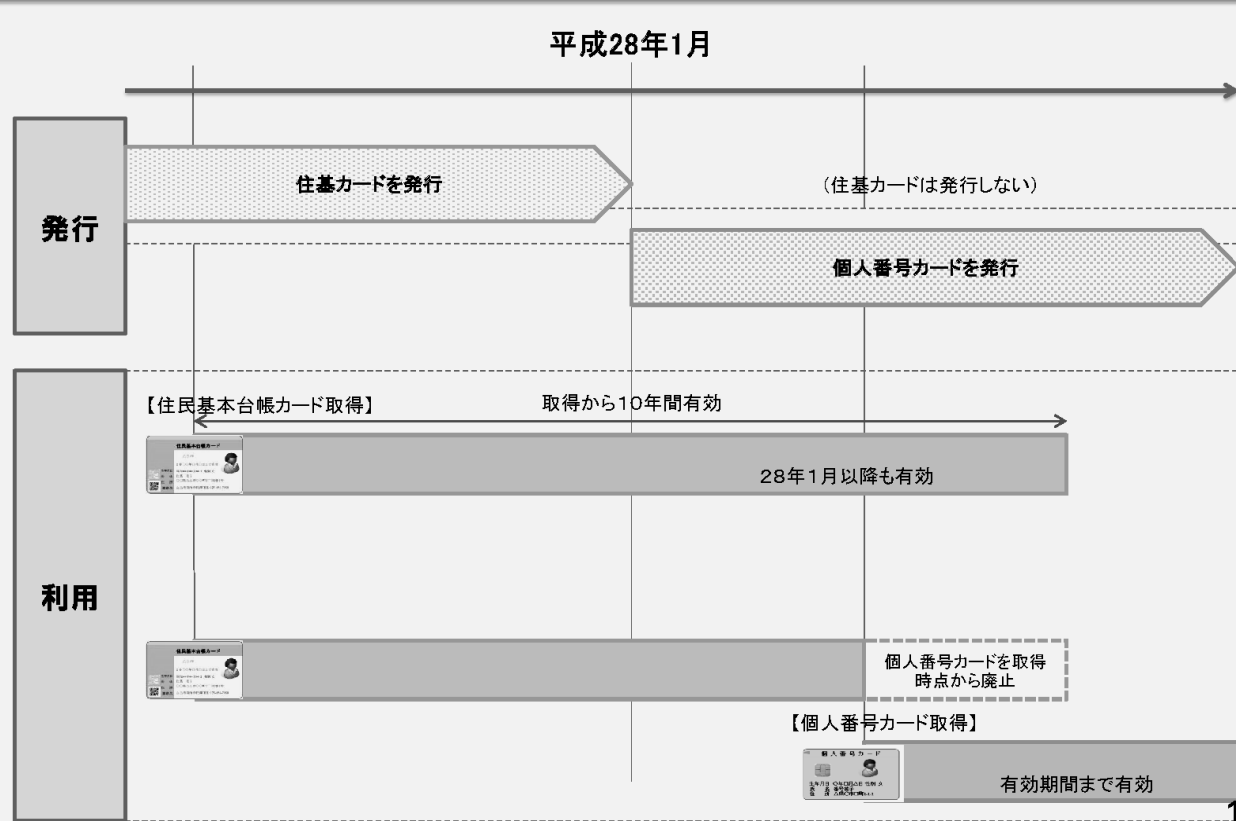
個人番号カード、通知カードの交付

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号(マイナンバー)を券面に記載(裏面に記載する可能性あり) ○顔写真を券面に記載 	 <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号(マイナンバー)を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	<ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	<ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号(マイナンバー)を確認する場面が飛躍的に増加(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村による独自サービス拡大の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号(マイナンバー)の提供を求められた際に利用可能(マイナンバー法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

11

【G】

個人番号カードと住基カードとの関係

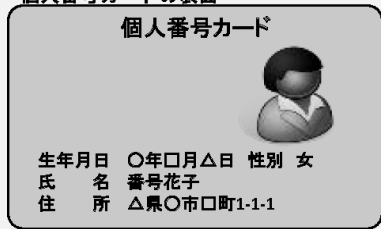


12

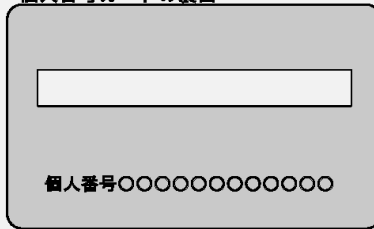
【D 資料1-4】

個人番号カードの概要

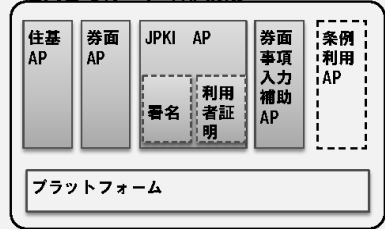
個人番号カードの表面



個人番号カードの裏面



個人番号カードのAP構成



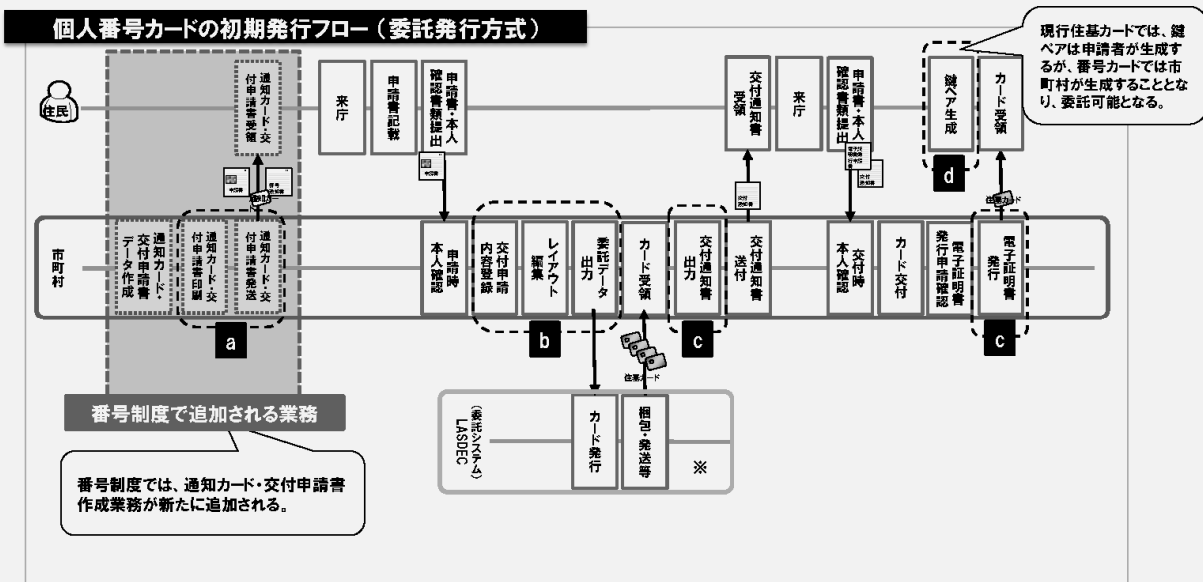
AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	(目的) ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 (記録する情報) ・表面情報: 4情報+顔写真の画像 ・裏面情報: 個人番号の画像	照合番号 ・個人番号を利用できる事業者 表と裏の券面情報 : 個人番号下6桁 ・個人番号を利用できない事業者 表の券面情報のみ : 有効期間、生年月日=14桁
JPKI-AP	(署名用) ・電子申請に利用 (利用者証明用)【新規】 ・マイ・ポータル等のログインに利用	暗証番号 : 6~16桁の英数字 暗証番号 : 4桁の数字
券面事項入力補助AP【新規】	・個人番号、4情報、個人番号及び4情報の電子署名を記録 ・番号利用法に基づく事務のために個人番号及び4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ・番号利用法に基づく事務以外の事務において4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能	暗証番号 : 4桁の数字 ※JPKI-AP(利用者証明用)と統一の設定も可能
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号 : 4桁の数字 ※JPKI-AP(利用者証明用)と統一の設定も可能

34

【D 資料1-4】

【①初期発行】個人番号カードの業務フロー(全国センター委託発行)(案)

○ 個人番号カードにおける初期発行フロー(委託発行方式)は、以下のとおり。



※初期発行時に電子証明書の発行を併せて行う場合

46

【D 資料1-4】

個人番号(マイナンバー)の利用範囲

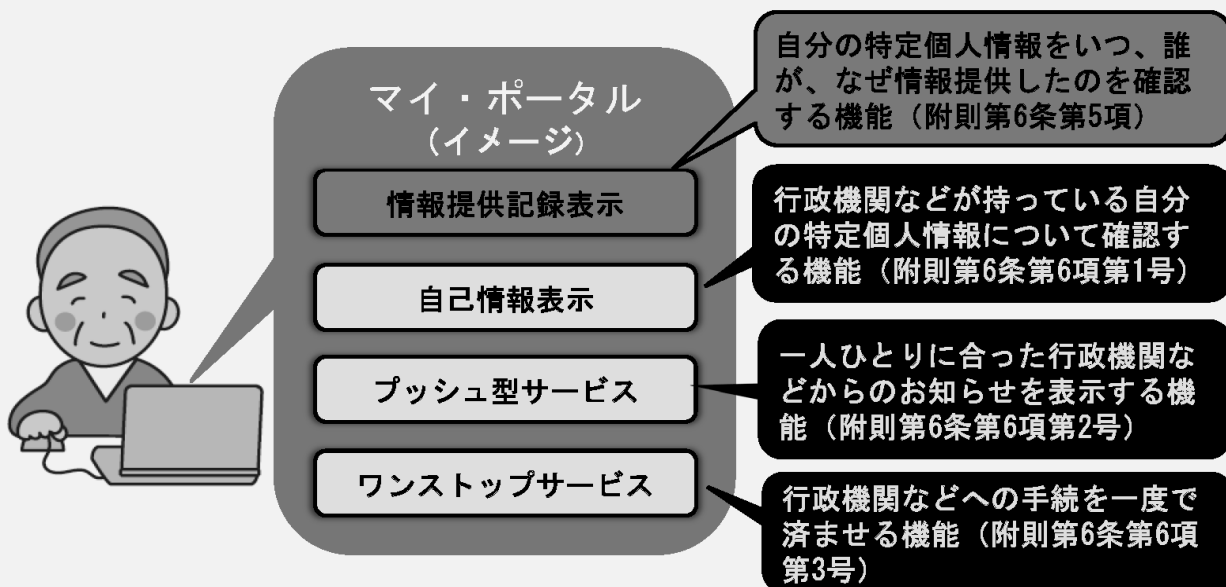
社会 保 障 分 野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <p>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務</p> <p style="text-align: right;">等</p>	別表第一(第9条関係)	
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <p>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務</p> <p style="text-align: right;">等</p>		
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <p>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</p> <p style="text-align: right;">等</p>		
	税分野	⇒ <u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>		
	災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u></p> <p>⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>		

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

【G】

マイ・ポータル

- ・ 政府は、法律施行後 1 年を目途として、
情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を
設置する。(マイナンバー法附則第 6 条第 5 項)



17

【G】

安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報漏えいするのではないか？ 悪用されるのではないか？	マイナンバーによって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？	国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？	番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？
進歩する情報社会への対応	諸外国の問題点を踏まえた制度	広報による番号制度の正しい理解	最高裁合憲判決を踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（マイナンバー法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（第16条）
- マイナンバー法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（第54条）
- 罰則の強化（第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（附則第6条第5項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報のつづる式の漏えいを防止（第2条第14項）
- アクセス制御により、マイナンバー法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（第24条） 等

住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
(最判平成20年3月6日)

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

14

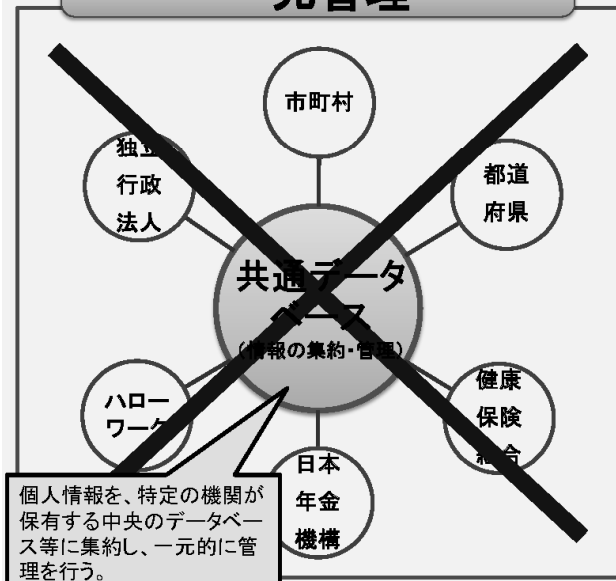
【G】

個人情報の管理の方法

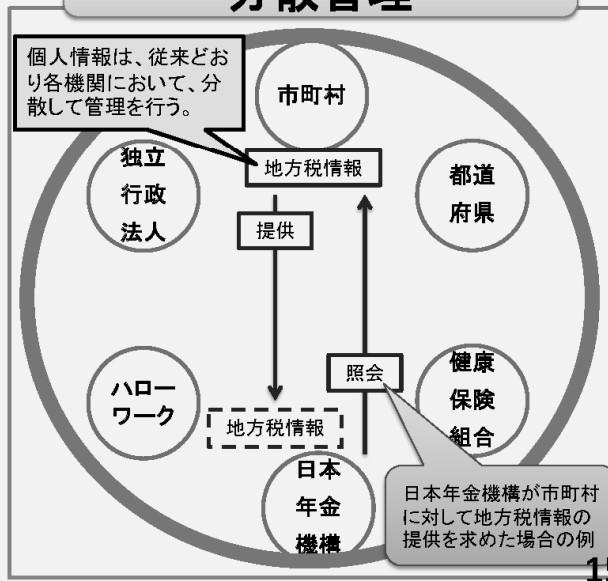
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに関し、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

一元管理



分散管理



15

【G】

特定個人情報保護委員会

※設置時期→2014年(平成26年)1月1日

任務

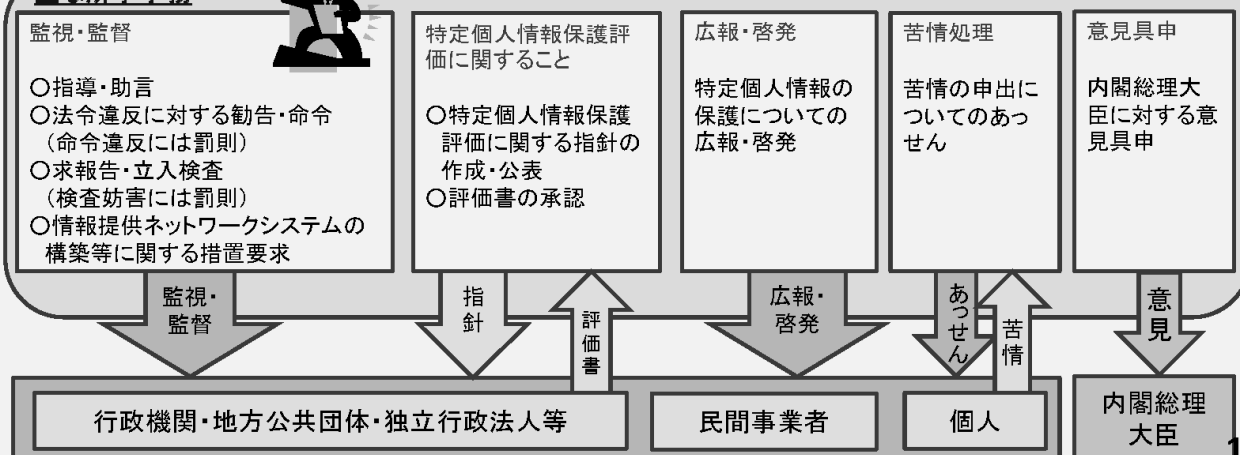
個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

- 委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制
(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)
- 委員長・委員は独立して職権を行使(独立性の高い、いわゆる3条委員会)
- 任期5年・国会同意人事



主な所掌事務



18

【G】

特定個人情報保護評価

行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関など)は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。(マイナンバー法第27条第1項)

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment)に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。

特定個人情報保護評価の対象

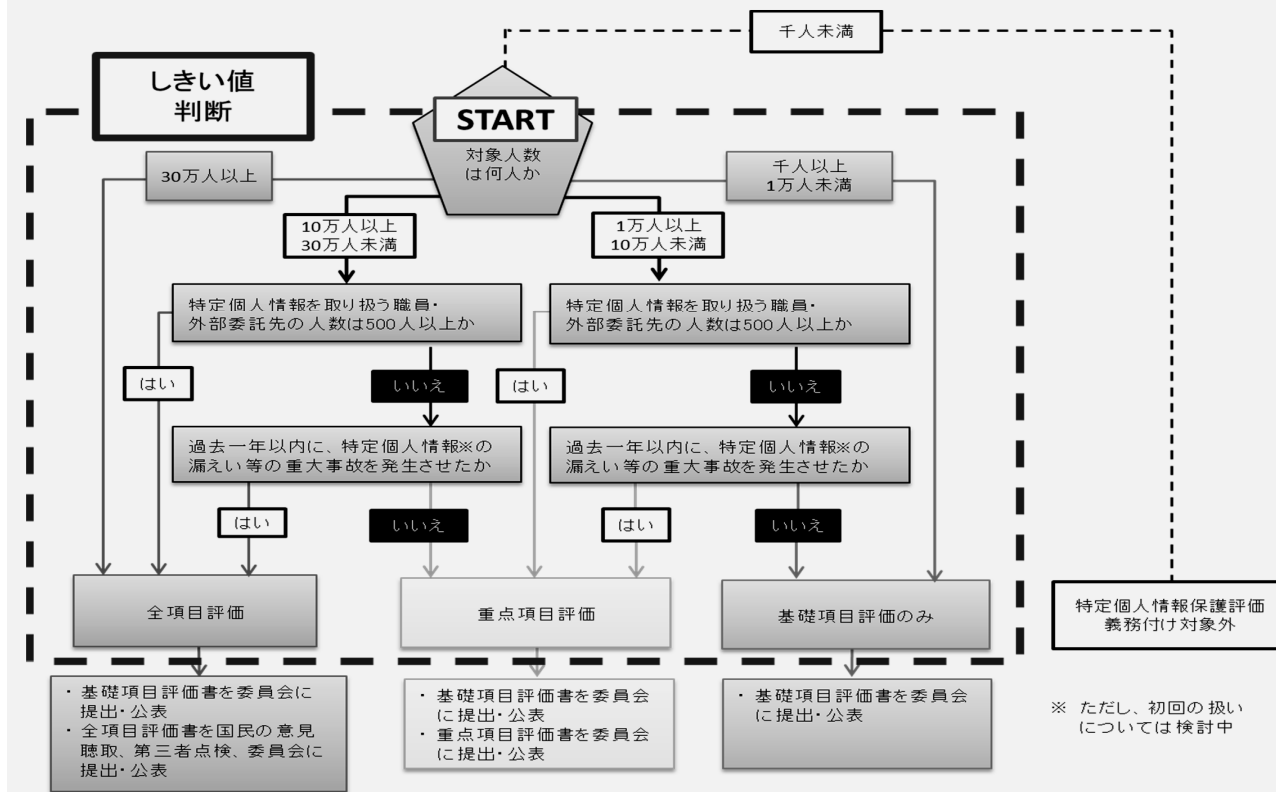
- 特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を保有する業務・システム

19

【G】

地方公共団体等における特定個人情報保護評価の流れ

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、下記の流れに基づき、特定個人情報保護評価を実施。



【1】

1. 情報保護評価の準備 ①

1-1. 実施体制の検討・決定

以下の部署の担当について検討し決定する。

(1) 情報保護評価を取りまとめる部署の検討・決定

委員会への評価書の提出や委員会からの問い合わせ窓口対応などの業務が必要となるため、情報保護評価をとりまとめる部署を設置する必要がある(番号制度のとりまとめ部署と同じでも構わない)。

(2) 情報保護評価を実際に実施する者の検討・決定

情報保護評価を実施するには、個人番号を取り扱う事務に対する知識を有する者と個人番号を取り扱うシステムに対する知識を有する者が必要である。事務の原課とシステム担当課が異なる場合は、共同で作業する体制を構築する必要がある。



1-2. 情報保護評価の対象把握

(1) 各地方公共団体で実施することになる番号を利用する事務が何か確認する。

(2) 上記事務において保有することになる特定個人情報ファイル(個人番号と紐づく個人情報ファイル)が何か確認する。

➢ 事務を行う権限を有する者が、不正アクセス等を行わない限り、個人番号を見ることができない場合は、情報保護評価の対象ファイルたる「特定個人情報ファイル」には該当しない。

(3) 上記特定個人情報ファイルを保有する業務・システムのうち、情報保護評価の対象を確認する。

➢ 個人番号と紐づく情報であっても、職員の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した情報については、情報保護評価の義務付け対象外となる。

➢ 電子ファイルがその対象となり、紙ファイルについては義務付け対象外。

➢ 特定個人情報ファイルの対象人数が1,000人未満の場合は対象外。

4

【1】

2. 情報保護評価の実施 ①

2-1. しきい値評価の実施

- (1) 前記1-1(2)で決定した実施者がしきい値評価書の設問に回答する。
- 正式なしきい値評価書は、特定個人情報保護委員会設立後に公表されるが、現時点での案は別添1の評価書様式の改定案を参照。
- (2) しきい値評価の結果、①しきい値評価のみで足りるもの、②重点項目評価を実施すべきもの、③全項目評価を実施すべきものに分類される(P7を参照)。
- (3) しきい値評価のみで足りる特定個人情報ファイルについては、しきい値評価書を委員会に提出した上で公表すれば、情報保護評価は終了。
- しきい値評価を委員会に提出するのは、前記1-1で決定した実施者であっても、とりまとめ部署であってもどちらでもよい。
 - しきい値評価については、国民の意見聴取や第三者による点検は必要ない。(ただし、地方公共団体の判断により、とりまとめ組織や第三者による点検を妨げるものではない)。

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 対象人数が千人未満の場合 | → 情報保護評価の対象外 |
| (2) 対象人数が千人以上1万人未満の場合 | → しきい値評価のみでよい。 |
| (3) 対象人数が1万人以上10万人未満の場合 | → 基本的には、しきい値評価書のみでよい。
(特にリスクの高いファイルのみ重点項目評価を実施。) |
| (4) 対象人数が10万人以上30万人未満の場合 | → 基本的には、重点項目評価を実施。
(特にリスクの高いファイルのみ全項目評価を実施。) |
| (5) 対象人数が30万人以上の場合 | → 全て全項目評価を実施。 |
- ⇒ 全項目評価書を記載することになる可能性があるのは、10万人以上の特定個人情報ファイルを保有している業務システム。



6

【1】

2. 情報保護評価の実施 ③

2-2. 重点項目評価の実施

- (1) 前記1-1(2)で決定した実施者が、重点項目評価書の記載項目に記載する。
- 正式な重点項目評価書は特定個人情報保護委員会設立後に公表されるが、現時点での案は、別添2の評価書様式の改訂案を参照。
- (2) 地方公共団体の判断により、重点項目評価書を公示し広く国民の意見を求めた上で当該評価書の見直しを行うことも可能。
- さらに第三者点検を地方公共団体の判断により実施することも可能。
- (3) しきい値評価書、重点項目評価書を委員会に提出した上で公表すれば、情報保護評価は終了。
- なお、しきい値評価の結果重点項目評価を実施すべきとされたものについても、地方公共団体の判断により、全項目評価を実施することは可能である。

2-3. 全項目評価の実施

- (1) 前記1-1で決定した実施者が全項目評価書の記載項目に記載する。
- 正式な全項目評価書は特定個人情報保護委員会設立後に公表されるが、現時点での案は、別添3の評価書様式の改訂案を参照。
- (2) 全項目評価書を公示し広く国民の意見を求めた上で当該評価書の見直しを行わなければならない。
- 前記1-1で決定した実施者又はとりまとめ部署にて国民の意見を求めることが考えられる。
- (3) 全ての全項目評価書について、第三者点検を行わなければならない。
- 第三者点検の方法は、外部有識者の意見を聴取することが考えられる。
- (4) しきい値評価書、全項目評価書を委員会に提出した上で公表すれば、情報保護評価は終了。



8

【1】

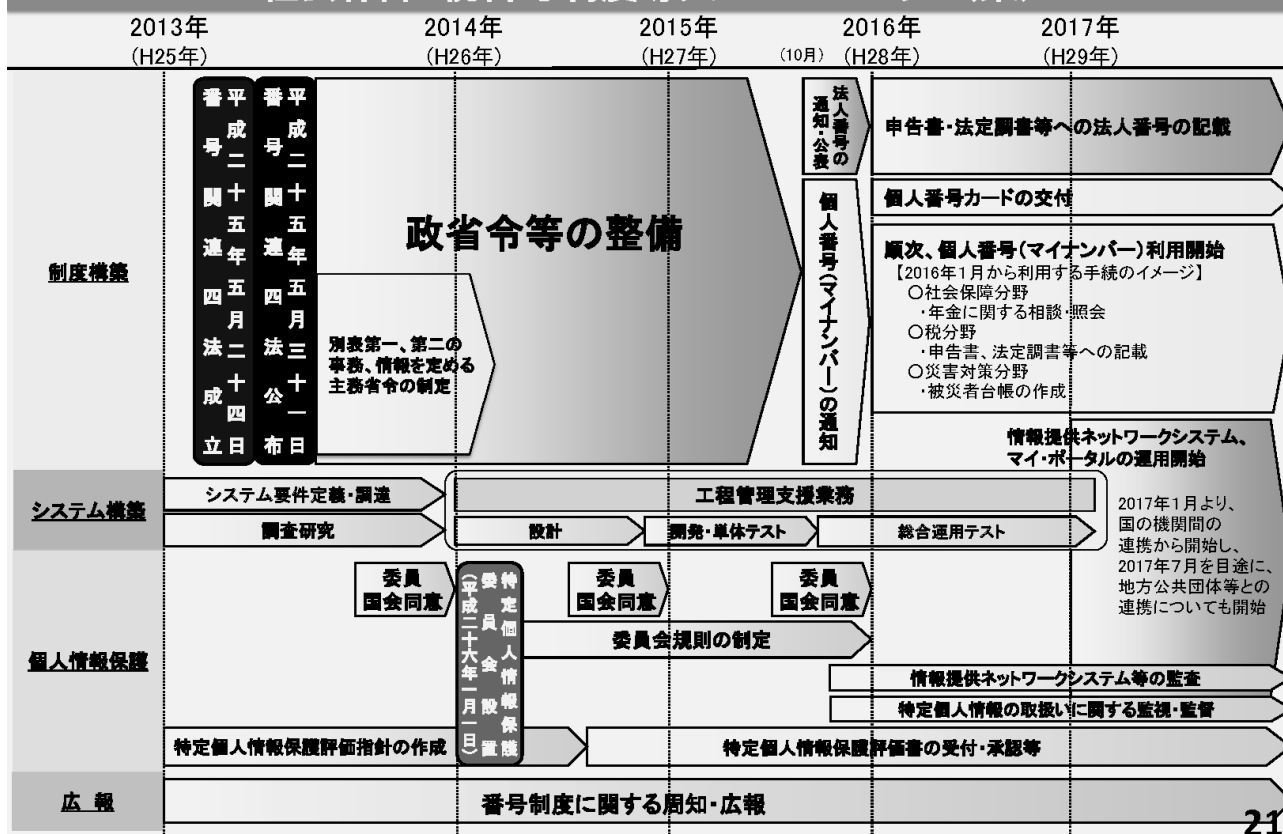
罰則の強化

	行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(割賦販売法・クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5	国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

20

【G】

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



21

【G】

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成25年度】

時期	項目	いつまでに	やること
5月	番号制度関連法成立・公布	—	—
10月～	既存システム改修影響調査 (補正予算等で対応か)	25年度中 ～27年度中	大規模な団体など、システム改修の範囲を調査する。 (影響調査の必要性は各団体の判断) ※ 業務によって、開始時期が異なるため、調査は25年度から段階的に実施。(H25年度は主に住基、税、宛名関連、社会保障関係のシステムと想定)
10月～	情報保護評価の準備	25年度中～27年度中	情報保護評価の実施体制、スケジュールの検討
秋頃	26年度予算要求	各団体予算案決定時	① 既存住基システム ② 税務システム(番号の管理に係る改修(改修負荷の高い団体)) ③ 団体内統合宛名システム等 ④ 社会保障関係システム の改修費用を見積もり、予算計上
秋以降	条例改正項目の検討開始 (個人情報保護関連の読替規定対応、独自利用、税条例など)	26年度末頃まで	必要な条例の改正項目を検討する。

【その他】秋頃に機構から個人番号カードの発行委託等の調査、周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

29

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成26年度】

時期	項目	いつまでに	やること
4月～	既存システム改修開始 ① 既存住基システム ② 税務システム ③ 団体内統合宛名システム等 ④ 社会保障関係システム	① 26年度末まで※ ②～④ 27年12月末まで ※ 27年度上半期に機構との連携テスト	各既存システムの改修を開始する。 ※ 既存住基システムについては、27年度上半期に、機構から個人番号とすべき番号が送付されるなど、本番運用が開始されることとなるため、26年度中に改修が完了する必要がある。
春夏～	上記①～④についての情報保護評価	原則として、開発工程に入るまで (ただし、委員会指針公表から半年を超えない範囲で開発※が発生する場合は、開発工程後の実施も認められる) ※開発とは、業務プログラムのコーディング以降のことをいう。	情報保護評価を行う。しきい値評価の結果、全項目評価となった場合は、パブリックコメント、第三者点検を行う。
秋頃	27年度予算要求	各団体予算案決定時	① 既存住基システム(テストや準備行為に係る経費等) ② 税務システム(番号の管理に係る改修(改修負荷の低い団体)、情報連携に係る改修) ③ 団体内統合宛名システム等 ④ 社会保障関係システム の改修費用を見積もり、予算計上 また、 ⑤ 中間サーバーの整備に関する予算を計上

【その他】周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

30

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成27年度】

時期	項目	いつまでに	やること
26年度から継続	既存システムの改修完了	27年12月末まで (番号の管理)	番号の利用開始に向けた既存システムの改修を完了する。
通年	住登外者の整理・統合	28年(符号取得まで)	業務システム毎に保有している住登外者の情報を整理統合し、符号の取得に備える。
上半期	既存住基システム連携テスト	機構が個人番号とすべき番号を配布する時点まで	番号制度に対応した改修を済ませた既存住基システムと、番号制度に対応したアプリケーション適用後のCS間の連携及び機構との連携についてテストを行う。
上半期	個人番号の付番・通知開始に向けた準備	27年10月まで	27年10月の個人番号の付番等に係る準備を行う
上半期	条例改正	27年10月まで	各条例改正案を議会に提出する。
27年10月	個人番号の付番・通知開始	—	個人番号を付番する。 個人番号を住民票に記載する。 個人番号を本人確認情報に追加する。
28年1月	個人番号の利用開始 個人番号カードの交付開始	—	個人番号入りの申請書等の受付を開始する。 個人番号カードを交付する。
未定	中間サーバーの整備開始	27年度中	中間サーバーのアプリケーションを適用する。中間サーバー、情報提供ネットワークシステム(IFシステム)の導入に伴い、市町村内の庁内ネットワークの見直しを実施する。

【その他】

- ・番号取扱職員への研修を行う必要があると考えられる。
- ・給与システムで個人番号を取扱うための対応が必要となる。
- ・周知・広報について、H27.10の個人番号の付番・通知開始まで重点的に国と協力して行う必要がある。

31

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入準備について【平成28・29年度】

28年度

時期	項目	いつまでに	やること
27年度から継続	既存システム改修完了 (団体内におけるシステム連携テスト完了)	28年7月頃(情報連携)	団体内におけるシステム連携テストを終え、改修を完了する。
上半期中頃	総合運用テスト	29年6月末まで	情報提供ネットワークシステムと連携した総合運用テストに参画する。 総合運用テストでは、各地方公共団体のシステムを情報提供ネットワークシステムに接続し、番号法に基づく情報提供/情報照会の一連の流れをテストする。
未定	住民の符号取得	未定	各市町村の住民の符号を取得する。 住民登録外者については、情報連携に必要な者について取得する。

29年度

時期	項目	いつまでに	やること
7月	情報連携開始	—	—

【その他】周知・広報(内容は別途情報提供)に適宜対応する必要がある。

32

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第2章】

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

← 番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム（第1節）

（ポイント）

① 個人番号の指定等

- 個人番号の指定
- 個人番号を住民票に記載
- 住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加
- 個人番号の通知 *
- 個人番号変更への対応

② 個人番号カードの交付 *

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

（改修時期）

平成26・27年度

各地方公共団体において来年度当初予算計上が不可欠

* 個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

中間サーバー（第3節）

（ポイント）

① 情報提供

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

② 情報照会

既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

③ 符号管理

④ 既存システム接続 *

⑤ インターフェイスシステム接続

⑥ 情報提供等記録管理

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コストの観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバー」が必要

（ハードウェア導入時期）

平成27年度

平成25年度から国で一括してソフトウェアを開発

* 既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要

地方税システム（第2節）

（ポイント）

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による検索機能の追加等

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

④ 所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

⑤ 個人情報保護（地方税法上の守秘義務との関係）

（改修時期）

平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

情報提供ネットワークシステム インターフェイスシステム（第3節）

（ポイント）

国が一括で開発し、管理する。

（設置時期）

平成27年度以降

団体内統合宛名システム等（第4節）

（ポイント）

① 宛番号付番機能

② 宛名情報等管理機能

③ 中間サーバー連携機能

④ 既存システム連携機能

（改修時期）

平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

その他の業務システム（第5節）

（その他の改修が必要となるシステム）

- 住民向けの社会保障関係システム
- 職員向けの人事・給与システム等

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第3章】

第3章 番号制度に対応した個人情報保護対策

番号法の概要（第1節）

（ポイント）

- ① 定義
- ② 地方公共団体の責務
- ③ 個人番号の付番
- ④ 利用範囲
- ⑤ 委託
- ⑥ 安全管理
- ⑦ 情報の共有・活用
- ⑧ 本人確認
- ⑨ 個人番号カード

- ⑩ 特定個人情報の提供、収集、保管の制限
- 番号法第19条の規定に基づく特定個人情報の提供ができる場合の限定列举
- ⑪ 情報提供ネットワークシステムの利用に関する事項
- 情報提供の求め又は情報提供があった際の記録の保存
- ⑫ 特定個人情報保護評価
- 特定個人情報ファイルを保有するに先立ち、特定個人情報保護評価を行う
- ⑬ 行政機関個人情報保護法等における特例
- 適用除外及び読替規定の趣旨を踏まえる必要措置

番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方（第2節）

（ポイント）

1 番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方

① 特定個人情報

個人番号と紐付かない個人情報は、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」。個人番号と紐付く個人情報は、番号法の対象である「特定個人情報」

② 特定個人情報ファイル

個人番号その内容を含む個人情報ファイルが「特定個人情報ファイル」

③ 利用範囲

- ・ 個人番号利用事務は番号法第9条第1項及び別表第一に規定
- ・ 番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号の利用が可能

④ 情報提供の制限

・ 番号法第19条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列举し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている

⑤ 目的外利用

・ 目的外利用が許容される例外事由を限定

⑥ 特定個人情報保護委員会による監視、監督

・ 特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等による、特定個人情報の適正な取扱いを担保

2 個人情報保護法制との関係

・ 現行の個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じる

地方公共団体に求められる取組（第3節）

（ポイント）

① 制度的措置

- ・ 番号法第31条に基づく条例の見直しを検討する必要がある（目的外利用、提供、開示・訂正・利用停止、利用停止）
- ・ 一部地域の独自性に基づく条例の規定が定められており、番号法の規定と整合性が取れない場合は条例の見直しを検討する必要がある
- ・ 個人番号の利活用のために条例の見直しを検討することが考えられる（庁内における特定個人情報の利用、同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供、個人番号カードの独自利用）

② 技術的措置

- ・ システム上での個人情報と特定個人情報の区分を行うために、個人番号利用事務実施者でない者が個人番号を参照できないようにアクセス制御を行う必要がある
- ・ 中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う際に、「既存業務システムを経由する場合」「中間サーバーを直接操作する場合」において端末や職員、既存業務システムの特定のための認証とアクセス制御を行う必要がある

③ 体制整備

- ・ 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要がある
- ・ 番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある
- ・ その他緊急時対応や職員研修、セキュリティ監査の対応の検討が必要となる

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(住民基本台帳システム)のポイント<第2章第1節①>

(1) 番号制度における住民基本台帳システムの役割

① 個人番号の指定等

①-1 個人番号の指定

- ・番号法附則第3条の施行日に、個人番号を一斉に指定。
- ・施行日以後に出生する者等に対して個人番号を指定。

①-2 個人番号を住民票に記載

- ・住民票に記載した個人番号に係る者の基本4情報と個人番号をひも付け。
- ・特別の請求があった場合に、個人番号付きの住民票の写しを交付。

①-3 住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加

- ・本人確認情報に個人番号が追加されることから、既存住基システムからCSへ個人番号を含めた本人確認情報を送信。

①-4 個人番号の通知

- ・市町村長が個人番号を指定した場合に、当該者に通知。
- ・個人番号の通知は、通知カードを送付することにより行う。

①-5 個人番号変更への対応

- ・個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合、その者の請求又は職権により個人番号の変更が可能。

② 個人番号カードの交付

- ・個人番号がその者に係るものであることを示し、その個人番号を提示する者が確実に本人であることを証明する手段として、本人確認を行った上で交付。

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供(中間サーバーへの登録)

- ・社会保障給付の資格要件等の確認に必要な世帯情報は、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長から必要な機関に提供。

③-1 世帯情報の提供方法

- ・住基ネットにより、同一住所の者を検索して、同一世帯の可能性のある者を抽出。
- ・住基ネットにより、抽出したすべての者の正しい個人番号を取得し、情報提供ネットワークシステムを通じて符号を取得した上で情報連携をすることで確認。

③-2 中間サーバーに保有すべき世帯情報

- ・世帯情報を情報提供ネットワークシステムを通じ提供するには、中間サーバーに符号に対応する世帯番号、続柄コード、更新日の保有が必要。
- ・世帯番号については、中間サーバーにおいては、世帯番号の全国的な重複調整等の必要性は特段ないことから、各市町村が独自に付番した世帯番号をそのまま中間サーバーで保有すればよいものと考えられる。
- ・続柄コードについては、「住民基本台帳ネットワークシステム構築手引書」の中で統一的な付番方法を提示しており、当該続柄コードを中間サーバーに保有することが適当であると考えられる。

14

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(住民基本台帳システム)のポイント<第2章第1節②>

(2) 住民基本台帳システム改修のポイント

① 個人番号とすべき番号の取得

①-1 個人番号とすべき番号の取得要求

- ・住基ネットに対し個人番号とすべき番号の生成を求める機能が必要。

①-2 個人番号とすべき番号の受領と保存

- ・機構から個人番号とすべき番号が送信された場合に、これを受領し、保存する機能及びデータベースに個人番号を保存する領域の確保が必要。

①-3 個人番号の変更

- ・個人番号の変更に対応するため、個人番号の履歴管理機能の追加が必要。
- ・個人番号が既に指定されている者に対しても、番号生成の要求を可能とすることが必要。

② 住民票への個人番号の記載

②-1 住民票の様式変更

- ・住民票に個人番号の記載欄を設けるよう、様式の変更が必要。

②-2 個人番号付きの住民票の写しの交付

- ・個人番号付きの住民票の写しを交付するか、個人番号を省略した住民票の写しを交付するか、選択できるようにする機能が必要。

③ 各種業務処理への個人番号の追加

③-1 異動情報への個人番号の追加

- ・転出入などの異動処理において、異動情報(例えば転出証明書)への個人番号の追加が必要。

③-2 住基ネットの情報に個人番号を追加

- ・本人確認情報に個人番号が追加されることに伴い、住基ネットへ送信する情報に個人番号を追加するとともに、住基ネットから送信される個人番号を含んだ情報を受信し、住民基本台帳システムへ取り込む機能が必要。

③-3 各種業務処理画面に個人番号を追加

- ・各種業務処理画面にて、個人番号の表示及び入力機能が必要。

④ 個人番号の通知(通知カードの送付)、個人番号カードの交付に係る対応

④-1 通知カードの送付先の情報を機構へ送信

- ・通知カードの送付先として、世帯情報等を機構に送信する機能が必要。

④-2 個人番号カードの交付に係る対応

- ・個人番号カードを取得した者の情報を管理するため、個人番号カードの取得状況に関する情報を、必要に応じてデータベースに追加することが考えられる。

⑤ 情報連携への対応

⑤-1 符号取得要求機能の追加

- ・市町村においては、符号取得の要求を住基ネットを通じて機構に送信することとなるため、住基ネットCSに対し、符号取得の要求を送信する機能が必要。

⑤-2 世帯情報の提供に係る対応

- ・情報連携のため、各住民の世帯番号と続柄コードを、その住民の宛名番号と併せて中間サーバーへ送信する機能が必要。この際、中間サーバーへ格納するためのデータ形式が、住民基本台帳システムに保存された情報のデータ形式と異なる場合は、変換が必要。

⑥ 個人番号の初期一斉取得から施行日までの間の対応

- ・個人番号の初期一斉指定において、施行日前に準備行為として、受領・保存した個人番号とすべき番号を、施行日までは住民票の写し等、通常業務の情報に反映されないような措置が必要。
- ・履歴管理について、施行日時点で個人番号が追加される処理が行われたこととなるよう対応が必要。

⑦ その他

- ・住民基本台帳システムを改修する際、市町村の判断により、必要に応じて以下の対応を検討することが考えられる。

⑦-1 データベースの増強

- ⑦-2 住基ネットCSとのオンライン接続、回線帯域の増強

15

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方税務システム)のポイント<第2章第2節2>

2. 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応

(1) 情報提供ネットワークシステムへの接続

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供に対応できるようにすることが必要。

【対応の方向性】

a) 情報の提供

- ・ 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する情報については、中間サーバーに保存することとなる。具体的に保存する情報の内容は番号法の主務省令を踏まえる必要があるが、現時点の方向性は以下のとおり。
 - ✓ 中間サーバーのデータベースに保存される情報については、個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等を予定。
 - ✓ データ項目「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考としつつ、内閣官房の調査研究で示されたデータレイアウトを踏まえて引き続き検討を行う必要がある。
 - ✓ 個人住民税の情報については、年1回、税額通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更等を反映するため月に1回以上はメンテナンスのため更新することが考えられる。

b) 情報の照会

- ・ 情報照会にあたっては、情報照会を行う課税管理システムに以下の機能を備える。ただし、中間サーバーの仕様を具体化を踏まえて対応する必要がある。
 - ✓ 中間サーバーに当該者の符号の有無を確認し、照会情報を作成
 - ✓ 照会情報を作成し、中間サーバーに通知
 - ✓ 中間サーバーから通知のあった提供情報を画面表示・記録

(2) 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

【影響】 情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供を行うためには、符号と個人データとをひも付けて管理する必要がある。

【対応の方向性】 市町村の住民については、住民となった時点で符号が取得されるため、地方税分野として符号の取得が必要となるのは、市町村の住登外者に個人住民税を課している場合や都道府県が情報提供ネットワークを通じて情報照会を行う場合となる。この場合、住基ネットに符号の生成を依頼することとなる。

19

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方税務システム)のポイント<第2章第2節3>

個人情報保護

- 地方団体における特定個人情報の保護については本ガイドライン第3章において詳述。特定個人情報保護評価の実施をはじめ、地方税分野についてもこれに沿って対応。
- 地方税関係情報の提供については、地方税法に規定する守秘義務に抵触しないようにすることが必要。

◎情報提供ネットワークシステムを通じた他の行政機関への地方税情報の提供

- ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた所得情報の提供は、法律上規定された請求に対し、法律上規定された提供義務(番号法第22条)を履行するための正当な行為として許容されるものであり、守秘義務違反は成立しないと解される
- ・ 市町村の税務当局から情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報を提供する社会保障分野の事務については、地方税法上の守秘義務の趣旨にかんがみ、情報提供の必要性が認められ、本人の権利利益に悪影響を与えない以下a,bのいずれかに該当する場合に限定して番号法の別表第2に規定している。
 - a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合
 - b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合(照会にあたっての本人同意の取得について法令で規定予定)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(抄)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(中略)以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(中略)以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(中略)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

◎庁内における地方税情報の提供

- ・ 庁内における特定個人情報の提供については地方団体の条例で規定(第3章参照)
- ・ 所得情報の提供にあたっては、各地方団体において、地方税法上の守秘義務の趣旨を踏まえた検討が必要

20

【D 資料1-4】

地方税分野における番号制度の利用場面

① 番号を用いた地方税情報の管理

- 納税義務者等が提出する申請・届出等の記載事項に番号を追加
- エルタックスを通じて国税当局から提供される確定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- 番号を用いた情報の名寄せ・管理

▶ 公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

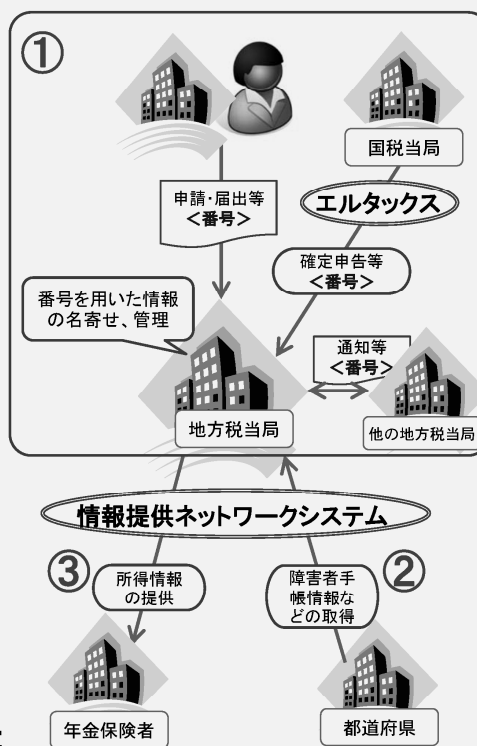
課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などをネットワークを通じて取得

▶ 公平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めている所得証明書の添付を省略

※このほか、マイポータルを通じた納税者への情報提供も実施予定

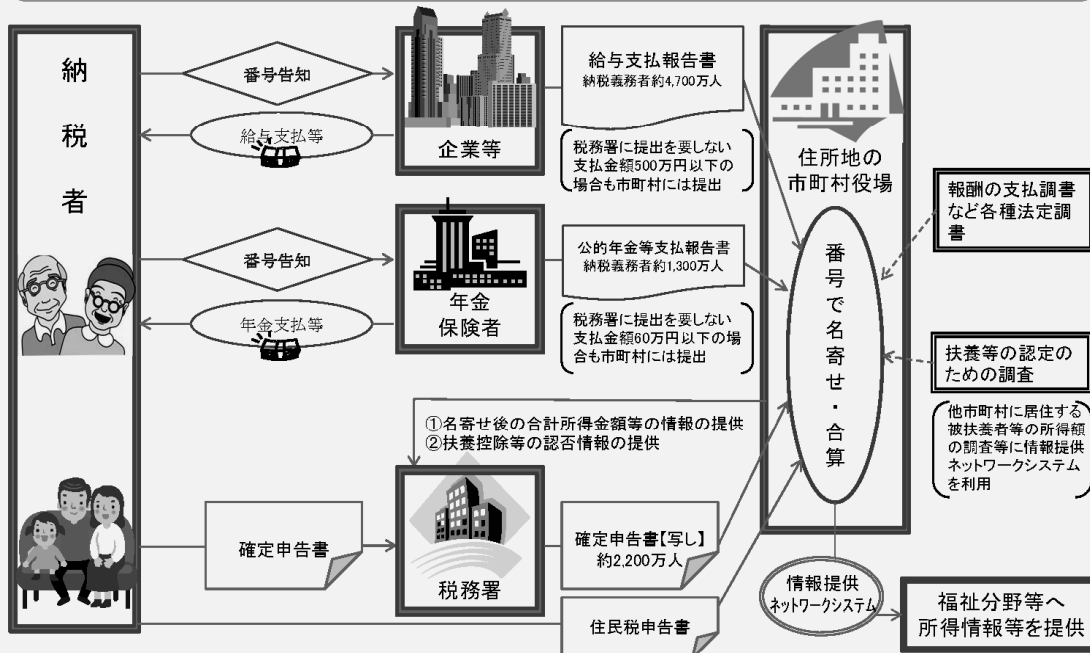


1

[H 資料10]

社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かかつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

2

[H 資料10]

地方税当局が他の都道府県、市町村から情報提供を受ける事務の具体例

- 現在は紙媒体等での照会により確認している被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認している障害者減免の適用などが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

地方税当局が他の都道府県、市町村から情報提供を受ける事務の具体例

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
自動車税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

3

【H 資料10】

地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務の具体例

- 番号法の別表第二において、情報提供を受ける事務として119の事務が規定され、そのうち55の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成26年1月末現在)。

地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務の具体例

分野	提供先	具体的な事務
年金	厚生労働大臣	国民年金保険料の免除申請に関する事務、老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する事務、遺族厚生年金等の裁定請求に関する事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、健康保険組合	健康保険法による高額療養費の決定に関する事務、高額医療・高額介護合算制度に関する事務、入院時食事療養費等の決定に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
福祉 (児童福祉)	都道府県知事、市町村長	児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業、助産の実施に要する費用の徴収に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当の支給に関する事務
福祉 (老人福祉)	市町村長	老人福祉法による養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する事務
福祉 (養育医療)	市町村長	母子保健法による未熟児への養育医療の給付に関する事務
福祉 (障害者福祉)	都道府県知事、市町村長	障害者自立支援法による自立支援給付に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
労働等 (学資の貸与)	独立行政法人 日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務

➡ **利用者負担の決定や給付の受給要件の確認に、現在は所得証明書等により確認しているが、社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。**

4

【H 資料10】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間サーバー)のポイント<第2章第3節>

必要性

セキュリティ、コストの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムを接続する方法として、情報連携対象の個人情報の副本を保存・管理する「中間サーバー」を置くことが適当

○セキュリティ

副本を中間サーバーに保存することで、障害等の場合も既存業務システムへの影響を遮断

○コスト

既存業務システムの改修を最小限に抑えるとともに、中間サーバーの稼働により情報連携に対応

(既存業務システムの稼働コストの最小限化)

基本的な考え方

○地方公共団体が管理

○保有すべき情報

- ・ 符号とともに、所得情報、世帯情報、各福祉分野情報(別表第二規定)、更新日時等の保有・管理が必要
- ・ セキュリティの観点から、個人番号、基本4情報は保有せず、団体内統合宛名番号の保有により本人を特定することが適当
- ・ 極力リアルタイムでの情報更新が望ましいが、業務負担軽減の観点から、更新時点情報の保持を前提に、業務特性に応じた更新頻度とするもの

○セキュリティ確保方策

- ・ 特定個人情報が保存されることから、セキュリティ確保は重要。未知のマルウェアなど新たな脅威にも対応した対策が必要。

(対策例)

- ・ 職員認証と適切な権限管理、ネットワーク設定の適切な実施、サーバーの通信状況の監視、ウイルス対策 等

○必要とされる機能

- ・ 情報照会・提供機能、符号管理機能、既存システム接続機能、インターフェイスシステム接続機能、情報提供等記録管理機能 等

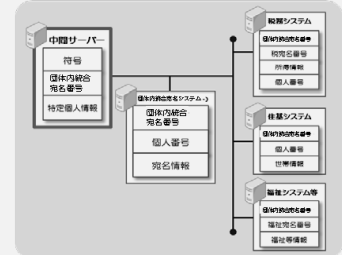
○スケジュール

- ・ 平成25年度～:ソフトウェアの設計・開発(国において一括開発)
- ・ 平成27年度:ハードウェアの設定・導入

※ ハードウェアについては、個々の団体がそれぞれ設置することは必ずしも適当ではなく、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることが適当。設置主体も含めて、整備のあり方について、引き続き検討を行い、速やかに結論を得る。

中間サーバーが保有すべき情報

○個人番号を保有せず、団体内統合宛名番号を保有



中間サーバーが保有する情報(モデルケース)

等

21

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(団体内統合宛名システム等の整備)のポイント<第2章第4節>

必要性

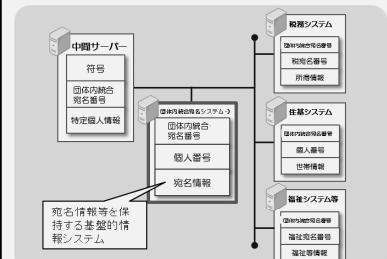
- ・ 中間サーバーを介した情報連携に当たって、符号該当の個人を、団体内のシステムにおいて一意に特定し、符号とのひも付けが必要
- ・ その際、団体内統合宛名番号を中間サーバーにおける識別子(個人が誰であるかを示す情報)として用いることが効率的
- ・ 団体内統合宛名システムの整備は、地方公共団体のシステム改革を推進し、行政運営効率化、住民サービスの向上に資するもの
- ・ 宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等には、少なくとも、当面の対応として、中間サーバーにおいて符号と団体内統合利用番号とのひも付けのみを行う団体内統合利用番号連携サーバーを整備することは必須

位置付け・求められる機能

- ・ 既存業務システムで管理する宛名情報を統一的に整備するもの
- ・ 必要ある主な機能:宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能、中間サーバー連携機能、既存システム連携機能 等

類型ごとの導入方針・整備にあたっての留意事項

- ①番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務(同法第9条第2項)(以下、「番号法別表第2記載事務等」という。)のすべてについて、既に団体内統合宛名システムを整備している場合
⇒ 既存の団体内統合宛名システムに、個人番号を追加する等の改修を実施。
 - ②別表第2掲載事務等の一部について、既に宛名管理システムを整備している場合
⇒ 既存の宛名管理システムに、未整備の別表第2掲載事務等の情報を追加する等の改修を実施。
 - ③宛名管理システムを整備していない場合
⇒ 別表第2掲載事務等について団体内統合宛名システムを新たに整備。
- ※ ②・③について、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等は、当面の対応として、団体内統合利用番号連携サーバーの整備も考えられる
← 情報提供が義務付けられている事務に係る既存業務システムにおける利用番号すべてについて、団体内統合利用番号とのひも付けを行う必要
- 留意事項:セキュリティへの配慮、適切なアクセス制御、効率的な個人データの整理(データクレンジング)が必要



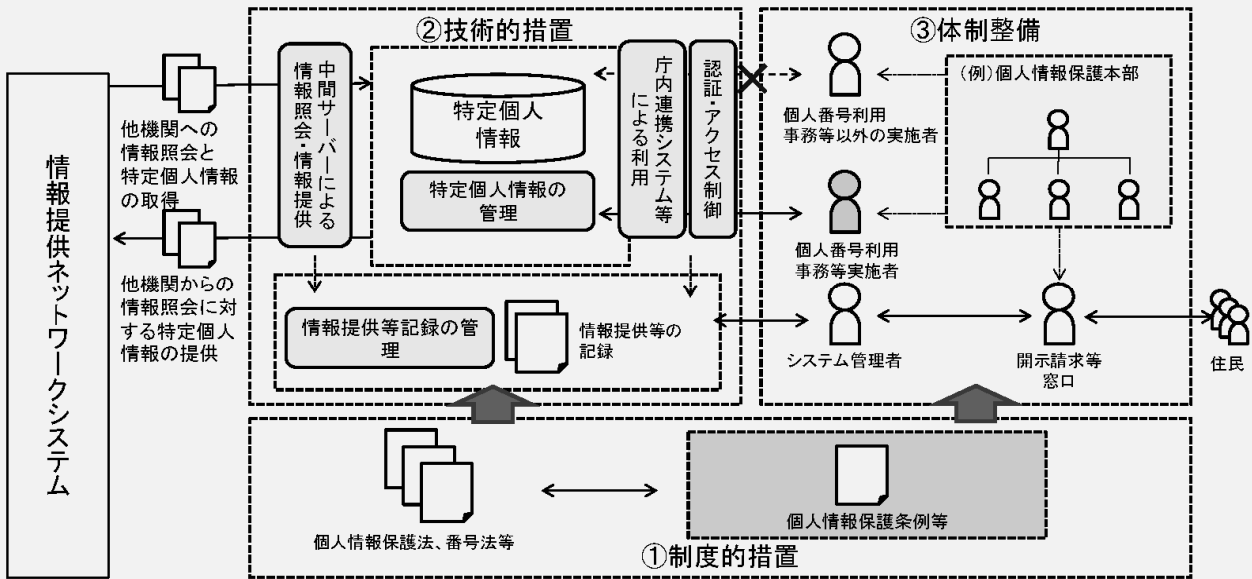
想定されるシステム構成(モデルケース)

22

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組)のポイント<第3章第3節①>

地方公共団体に求められる取組として、①制度的措置(条例改正等)、②技術的措置(特定個人情報の管理方法、アクセス制御等)、③体制整備が考えられる。



- ①制度的措置: 条例改正に係る対応項目及び地方公共団体における独自規定に係る留意点を示す。
- ②技術的措置: システム上で推奨されるデータ保持方法並びにアクセス制御等の措置について示す。
- ③体制整備: 特定個人情報保護評価への実施手順や留意点等や職員への研修、監査、実施体制、セキュリティインシデント発生時の対応等における考え方を示す。

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組(制度的措置))のポイント

<第3章第3節②>

制度的措置

(1) 番号法第31条に基づく条例改正

① 番号法第29条を踏まえた条例改正(情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正)

情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第29条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある(番号法第31条)

項目	措置
目的外利用	目的外利用を以下の場合にのみ認めるようにする。 (あ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき(番号法第29条第1項、第2項及び第3項並びに第32条) (い) 被災災害時等一定の要件を満たすとき(番号法第9条第4項、第29条第2項及び第3項並びに第32条)
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする(オンライン結合についても同様)。
開示・訂正・利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
利用停止	利用停止を請求することができる場合として、番号法違反の場合(目的外利用制限違反、収集・保管制限違反、ファイル作成制限違反、提供制限違反)を追加するようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。 他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。

② 番号法第30条を踏まえた条例改正(情報提供等記録に関する条例改正)

情報提供等記録について、番号法第30条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある(番号法第31条)

項目	措置
目的外利用	目的外利用を認めないようにする。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする(オンライン結合についても同様)。
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。 移送を行わないようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。 他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。
訂正	訂正にかかる通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更する。
利用停止	利用停止請求を認めないようにする。

(2) 条例独自規定への対応

一部の条例では、地域の独自性に基づく規定が定められているため、番号法における規定との間に整合性が取れていない場合は、条例改正等の検討を行う必要がある。

① 外部提供に係る規定

個人情報の外部提供に係る規定を定めている場合、番号法第19条各号における特定個人情報の提供に係る規定と矛盾が生じないか確認する必要がある。

② オンライン結合の制限に係る規定

他機関における電子計算組織のオンライン結合の禁止等に係る規定を定めている場合、矛盾が生じないか確認する必要がある。

③ 電子計算機の結合の制限に関する規定

自治体クラウド等共同利用する電子計算機の結合を認めている場合、条例における電子計算機との結合に係る規定と番号法第19条の特定個人情報の提供の制限に定められる情報提供ネットワークシステムにおける情報提供に係る規定との整合を確保する必要がある。

(3) 個人番号の利活用のための条例改正

① 利用範囲

特定個人情報の内部利用として、同一機関内で庁内連携システムを介することにより、特定個人情報の効率的な検索を実現することが可能。このために、番号法第9条第2項の規定に従い、条例利用として、複数の事務間で特定個人情報の授受を行う場合について規定する。なお、個人番号を用いず、庁内連携を行う場合は、条例の制定は不要であり、現行どおりの事務が可能。

② 同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供

同一地方公共団体の他機関に必要な限度で特定個人情報を提供するために、条例で「提供を求める機関」「提供先における事務処理を行う機関」「提供を行う特定個人情報の種類」「事務の種類」の項目を明示する。

③ 個人番号カードの独自利用

番号法第18条の規定に従い、条例で定めるところにより個人番号カードの独自利用が可能。

【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組(技術的措置))のポイント

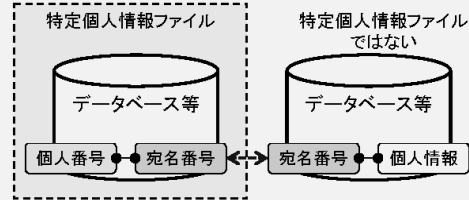
<第3章第3節③>

- 個人番号により、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものは、「特定個人情報ファイル」となる。
- ただし、個人番号利用事務等実施者でない者が個人番号を参照できないようアクセス制御されたデータベース等は、特定個人情報ファイルに該当しない。

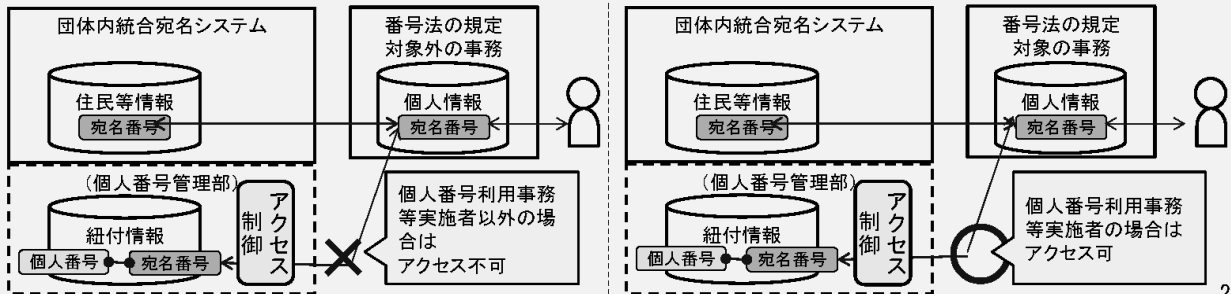
個人情報保護法第2条第2項

この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるものとして政令で定めるもの
個人情報の保護に関する法律施行令第1条
 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項第二号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

【特定個人情報ファイルの範囲】



- 特定個人情報ファイルと個人情報ファイルの区別を行うために、地方公共団体はシステム上で事務等実施者の権限に応じてアクセスすることのできる個人情報の範囲を制御する仕組み(アクセス制御)を設ける必要がある。



26

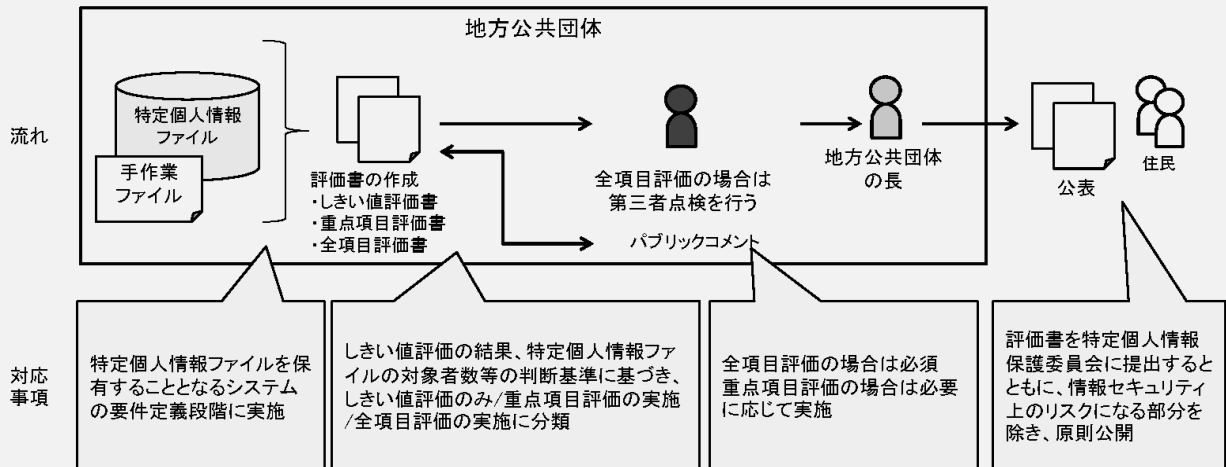
【D 資料1-4】

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組(体制整備))のポイント

<第3章第3節⑤>

- 地方公共団体では、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルについて重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護委員会規則に基づく特定個人情報保護評価を実施しなければならない(番号法第27条)。
 ※ 現時点においては、特定個人情報保護委員会が発足しておらず、同委員会の規定する実施方針やガイドラインが整備されていないため、委員会設立後に変更されることがありうる。
- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを保有する業務・システム。
 ※ 個人番号利用事務を実施するに当たっては、直接個人番号を格納していないテーブル・データベースの情報と、直接個人番号を格納しているテーブル・データベースの情報を突合させて、一体として情報を利用することとなるため、事務を処理するために個人番号を紐づけて利用することとなる情報は、特定個人情報保護評価の対象となる。

【特定個人情報保護評価の流れと対応事項】



※全項目評価を実施する可能性があるのは、対象者の人数が10万人以上の特定個人情報ファイルを保有する業務・システムのみ。

28

【D 資料1-4】

住民基本台帳法の一部改正について

1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

2

【D 資料1-4】

住民基本台帳法 第1段階改正 (整備法第17条から第19条関係)

【施行: 公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(平成26年10月を想定)】

住民票記載事項の追加(新第7条)

- 個人番号を住民票の記載事項に追加する。

住民票の写しの交付(新第12条～第12条の4)

- 本人等から住民票の写し(広域交付の場合を含む。)について特別の請求があった場合に個人番号を記載する。

指定情報処理機関制度の廃止及び地方公共団体情報システム機構への移行(新第30条の2～第53条)

- 総務省の指定を受けた指定情報処理機関が都道府県知事の委任を受けて住基ネット全国センターに関する事務を実施する制度(指定情報処理機関制度)を廃止し、当該事務を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が実施することを規定するとともに、所要の規定の整理を行う。

住民票コードの指定(第30条の2～第30条の5)
本人確認情報の通知等(第30条の6～第30条の8)
本人確認情報の提供等(第30条の9～第30条の23)
本人確認情報の保護(第30条の24～第30条の43)

- 住基ネットを通じて市町村長から都道府県知事、都道府県知事から機構へ通知される「本人確認情報」(氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード)に、「個人番号」を追加する(第30条の6)。
- 機構は、個人番号とすべき番号の生成等に本人確認情報を利用できることとする(第30条の15第5項)。

12

【L】

住民基本台帳法 第2段階改正 (整備法第20条・第21条関係)

【施行: 公布日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日(平成27年1月を想定)】

個人番号カードへの移行(新第12条～第12条の4・第24条の2・第30条の44)

- 個人番号カードを住民票の写しの交付の請求時における本人確認書類とする(第12条～第12条の4)。
- 個人番号カードの交付を受けている者については、転入届の特例(転出証明書を不要とする措置)を受けることができる(第24条の2)。
- 住民基本台帳カードに関する規定を削除する(第30条の44)。
 - ※ 第2段階改正前に交付された住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間まで又は新たに個人番号カードの交付を受けるまでの間のいずれか早い時まで個人番号カードとみなす等の経過措置を設ける(整備法第21条)。

個人番号の提供・利用の開始(新第30条の9～第30条の15)

- 番号利用法に基づく個人番号の利用が開始されることに伴い、住基ネットから提供する本人確認情報から住民票コードを除くことを規定するとともに、個人番号については、番号利用法に基づき個人番号を利用することができる場合に限定して提供する旨を規定する(第30条の9～第30条の15)。
 - ※ 日本年金機構など第2段階改正前から住民票コードの提供を受け、事務に利用している機関等については、第2段階改正後も住民票コードの提供を受けられるよう経過措置を設ける(整備法第21条)。
- 都道府県の教育委員会など都道府県知事以外の都道府県の執行機関が番号利用法に基づき個人番号を利用できる機関となることに伴い、住基ネットからこれらの機関に対して本人確認情報を提供できるよう規定を整備する(第30条の15第2項・別表第6)。
- 公的個人認証法の一部改正(指定認証機関制度を廃止し、指定認証機関の事務を機構が実施することとする。)に伴い、機構が保存する本人確認情報を公的個人認証法の事務に利用できるとする(第30条の15第3項)。

本人確認情報の利用事務の拡大(別表第1～第6(別表第6は新規))

- 番号利用法第6条及び同法別表第1に基づき、個人番号を利用できる機関に対し、個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、これらの機関及び事務を住民基本台帳法別表に掲げる。

13

【L】

住民基本台帳法 第2段階改正 (整備法第20条(住基法別表)関係)

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

別表第1(国の機関等)	
国の機関等の数	法律の数
<p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 ・法務省 などの各省庁 ・日本年金機構 ・地方公務員共済組合連合会 などの法人 <p>等 59機関</p>	<p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法 ・厚生年金保険法 ・恩給法 ・国家公務員共済組合法 ・司法試験法 ・建設業法 <p>等 107法律</p>
<p>今回追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <社会保障関係> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合 ・国民健康保険組合 ・国家公務員共済組合 ・市町村社会福祉協議会 ・都道府県社会福祉協議会 ・石炭鉱業年金基金 ・独立行政法人農業者年金基金 ・独立行政法人日本学生支援機構 <税関係> <ul style="list-style-type: none"> ・国税庁 <防災関係> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法に規定する支援法人 <地方関係> <ul style="list-style-type: none"> ・地方住宅供給公社 <p>等 73機関</p>	<p>今回追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <社会保障関係> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校への就学奨励に関する法律 ・独立行政法人日本学生支援機構法 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ・障害者の雇用の促進等に関する法律 ・港湾労働法 ・子どもための手当の支給に関する法律 ・社会福祉法 ・身体障害者福祉法 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ・国民健康保険法 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 ・石炭鉱業年金基金法 ・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律 ・未帰還者留守家族等援護法 <税関係> <ul style="list-style-type: none"> ・国税通則法 <防災関係> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法 <p>等 141法律</p>

14

住民基本台帳法 第2段階改正 (整備法第20条(住基法別表)関係)

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

別表第2・4(市町村)	別表第3・5・6(都道府県)
<ul style="list-style-type: none"> 市町村長その他の市町村の執行機関が他市町村の住民の本人確認情報を検索することが可能な事務 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事その他の都道府県の執行機関が他都道府県の住民の本人確認情報を検索することが可能な事務(別表第3) 都道府県知事その他の都道府県の執行機関が当該都道府県の住民の本人確認情報を検索することが可能な事務(別表第5、別表6(新規))
<p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法 消防組織法 予防接種法 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 <p style="text-align: right;">等 12法律</p>	<p>現行</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動促進法 貸金業法 恩給法 消防法 職業能力開発促進法 森林法 建設業法 総合特別区域法 <p style="text-align: right;">等 32法律</p>
<p>今回追加</p> <p><社会保障関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 児童福祉法 児童扶養手当法 子どものための手当の支給に関する法律 学校保健安全法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法 生活保護法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 国民健康保険法 戦傷病者戦没者遺族等援護法 <p><税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法 <p><防災関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法 災害救助法 <p style="text-align: right;">等 39法律</p>	<p>今回追加</p> <p><社会保障関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 予防接種法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 雇用対策法 児童福祉法 児童扶養手当法 子どものための手当の支給に関する法律 母子及び寡婦福祉法 特別支援学校への就学奨励に関する法律 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 生活保護法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 戦傷病者戦没者遺族等援護法 <p><税関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法 地方法人特別税等に関する暫定措置法 <p><防災関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法 災害救助法 <p style="text-align: right;">等 59法律</p>

【L】

住民基本台帳法 第3段階改正 (整備法第22条・第23条関係)

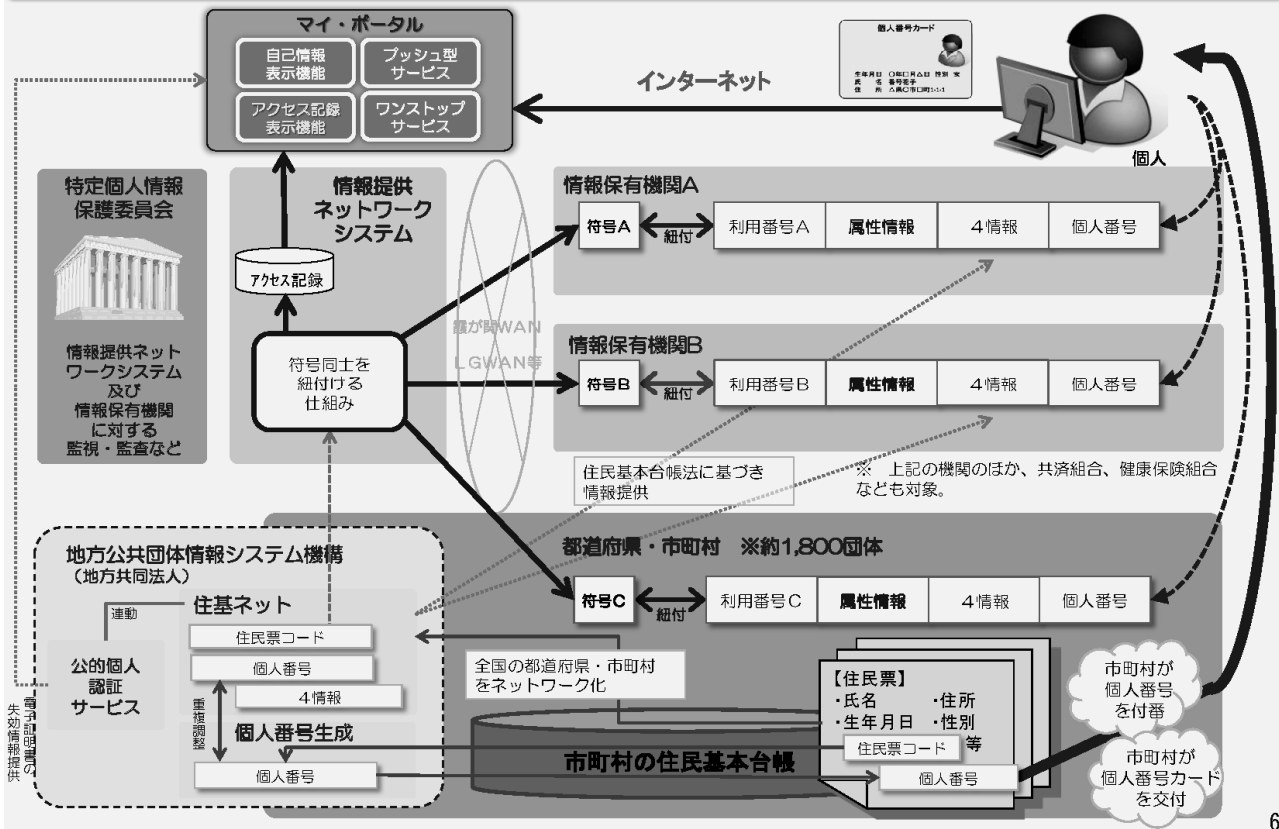
【施行:公布日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日(平成28年1月を想定)】

情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの提供 (新第30条の9の2、第30条の25～第30条の38)

- 番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が開始されることに伴い、同システムにおいて情報連携のための符号の生成などが行えるよう、番号利用法第19条に基づき同システムの管理等を行う総務省に対して、機構から住民票コード(住民票コードの変更があった際には変更前後の住民票コード)を提供する(第30条の9の2)。
- 情報提供ネットワークシステムへ住民票コードを提供することに伴い、その提供状況について報告書を作成し、公表しなければならないこととする(第30条の16)とともに、総務省に対して、提供された住民票コードの保護措置等を義務付ける(第30条の25～第30条の38)。

※ 第2段階改正前から住民票コードの提供を受けている機関等については、第3段階改正後も、当分の間、住民票コードの提供を受けることができるよう経過措置を設ける(整備法第23条)。

社会保障・税番号制度のイメージ



6

【D 資料1-4】

第2章 既存システムに係る対応 (4/12)

イ 宛名番号の統一

- 各機関の保有する個人情報、中間サーバーのデータベース上に情報提供データとして格納・管理される。
- 情報連携の際の個人特定は、個人番号と同様に住民票コードを基に作成される「符号」をキー情報として用いることとなるが、現在広く、地方公共団体内の個人特定では、「宛名番号」がキー情報として用いられている。
- そのため、中間サーバーでは、「符号」と「宛名番号」の両方を、個人特定のためのキー情報として、個人情報に紐付けて保有・管理する必要がある。
- 「情報保有機関間」及び「中間サーバーと既存システム間」での円滑かつ確実な情報連携を実現するには、「符号」と「宛名番号」の関係は1対1であることを要することから、現行、団体内において宛名管理が統一されていない地方公共団体においては、宛名管理の統一に向けた対応を行う。

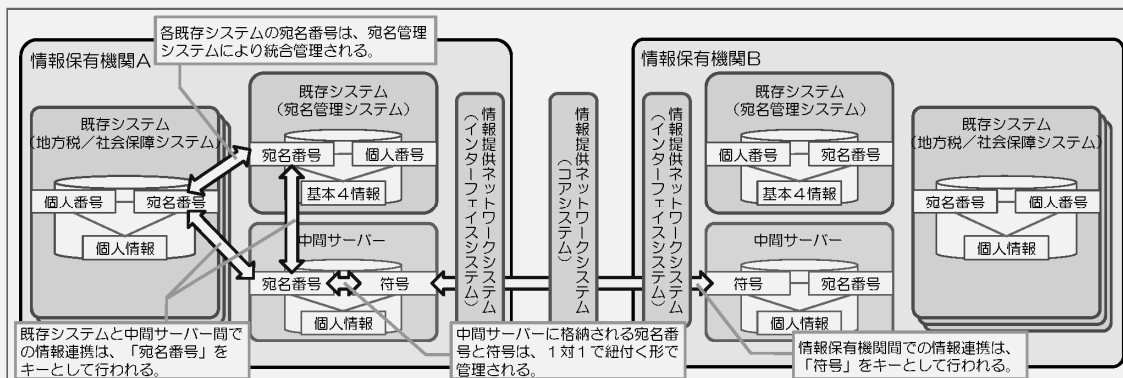


図 情報保有機関間の情報連携 (イメージ)

6

【B】

団体内統合宛名システム等の整備について（1/2）

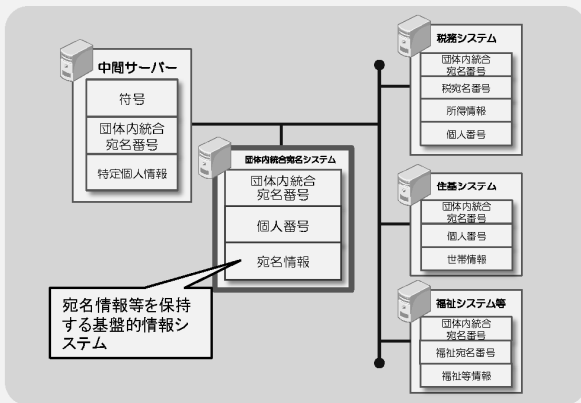
- 個人情報の保護等の観点から、中間サーバーでは個人番号を保持しないこととし、情報連携に用いる符号と、各団体内において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号等で、個人のひも付けを行うこととする。
⇒ 個人番号と団体内統合宛名番号等をひも付ける団体内統合宛名システム等の整備が必要。

- 都道府県及び市区町村においては、26年度から、「団体内統合宛名システム」(a)を整備することが必要。（各団体のシステムの状況等を踏まえ、少なくとも「当面の対応案」(b)までの対応は必須）

(a) 団体内統合宛名システムの整備

住民の宛名情報（氏名、住所等）も保持する団体内統合宛名システムを整備。
⇒ このシステムを基盤的情報システムとすることにより、業務改革にも寄与。

- ✓ 特に、市区町村においては、情報連携対象のシステムが保有する個人情報は大多数の住民に及ぶことから、中間サーバーの活用にあたって、庁内業務連携等の意義においても、その個別システムの宛名情報を統一的に管理することの意義が大きい。また、税の宛名システムを始めとして、既に分野横断的な宛名管理システムを整備している市区町村も多く存在し、既存システムの改修等による対応も可能。



【整備の類型】

団体内統合宛名システムの整備にあたっては、主に以下のような整備の類型が考えられるところであり、各団体において対応方法を検討。

- (1) 番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務(同法第9条第2項)(以下、「別表第2記載事務等」という。)のすべてについて、既に団体内統合宛名システムを整備している場合
⇒ 既存の団体内統合宛名システムに、個人番号を追加する等の改修を実施。
- (2) 別表第2掲載事務等の一部について、既に宛名管理システムを整備している場合
⇒ 既存の宛名管理システムに、未整備の別表第2掲載事務等の情報を追加する等の改修を実施。
- (3) 宛名管理システムを整備していない場合
⇒ 別表第2掲載事務等について団体内統合宛名システムを新たに整備。

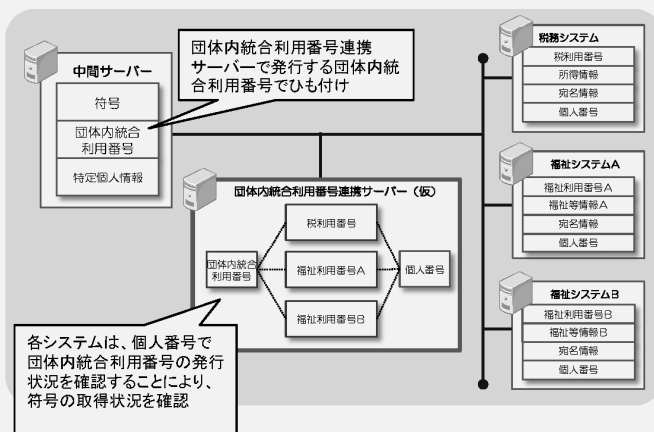
3

団体内統合宛名システム等の整備について（2/2）

(b) 当面の対応案

情報連携を行うため、宛名情報までは保持しないが、中間サーバーにおける符号と、一意に個人を特定する番号(団体内統合利用番号)で、ひも付けを行うための機能を持ったシステムを整備。

- ✓ 各団体のシステムの状況等を踏まえ、宛名情報を統一的に管理する必要性が低い場合等においても、情報連携を行うために、少なくともこの「当面の対応案」までの対応は必須。



<団体内統合利用番号とひも付けられる事務の範囲>

- 番号法別表第2掲載事務及び個別条例追加事務の全ての事務について、それぞれのシステムにおける利用番号を団体内統合利用番号とひも付けることが必要。

4

【B】

第3章 対応の詳細検討 (2/7)

第3章 (2) 重複する個人データの整理 (データ・クレンジング)

(検討内容)

- ▶ 符号取得対象者（住登外者を含む）の抽出は、既存システム、特に宛名管理システムを通じて行われることになる。
- ▶ 円滑な符号取得や符号による情報連携の実現のためには、ガイドラインのとおり、宛名管理（住登外管理を含む）は、重複がないよう整理されていることが原則的な取扱いとなる。
- ▶ 一方で、現行、多くの市町村において、住登外管理のデータベースを中心に個人データの重複が発生しており、また、運用上一定程度の重複が発生することは避けられないことが、アンケート及びヒアリング調査結果から判明している。
- ▶ 市町村においては、符号の取得が必要となる者について、重複する個人データの整理（データ・クレンジング）を実施し、また、宛名管理のデータベースの重複を抑えられるような宛名管理システムと中間サーバーとの連携の仕組みの構築に向けた対応が必要となるため、その対応等を具体例を含めて記載する。

表 データ重複のパターンごとのデータ・クレンジング (対応例)

項番	データ重複のパターン	対応例
1	▶ 現行、宛名管理の統一性が高い団体 宛名管理を特定の既存システムに集約させるパターン	▶ 複数の宛名管理を行う既存システムのうち、宛名管理（統一）とする既存システムを決定し、そのシステムに宛名管理を集約する。 (宛名管理システムのデータベースは、個人番号：宛名番号（統一）= 1 : 1)
2	▶ 現行、宛名管理の統一性が低い団体 新たに宛名番号（統一）を振り出すシステム（統合宛名管理システム）を構築するパターン	▶ 既存システムのそれぞれの宛名管理はそのままとするが、統合宛名管理システムで、名寄せ、紐付け関係を管理し、宛名管理を集約する。 (宛名管理システムのデータベースは、個人番号：宛名番号（統一）：個別業務システムの宛名管理= 1 : 1 : n)

8

第3章 対応の詳細検討 (3/7)

第3章 (2) 重複する個人データの整理 (データ・クレンジング)

表 データ・クレンジングの対応例

項番	データ・クレンジングの対応例 (市町村の住登外者の対応例)
1	▶ 住民及び住登外者について、宛名管理システム（統一）を通じたシステム間連携で個人番号の紐付け又はそれぞれの連携先の社会保障・税の既存システムに個人番号を登録可能とするシステム改修がなされる。
2	▶ 宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムで、個人番号による名寄せ、紐付けを行う庁内のシステム間連携を可能とするシステム改修がなされる。
3	▶ 住登外管理が分野ごとにわかれている場合、社会保障・税のそれぞれのシステムで管理されている住登外管理の基本情報をそれぞれのシステムからデータ抽出する。
4	▶ 抽出されたデータをソートして取りまとめた「住登外管理マスタ（仮）」を作成する。
5	▶ 個人番号利用開始後、「住登外管理マスタ（仮）」について、地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得する。 ▶ その際、突合ができないデータは、住基ネットCS端末で条件を変えて検索を行う等により、個人番号を特定する。
6	▶ 個人番号が記録された「住登外管理マスタ（仮）」を、宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムに登録する。
7	▶ 宛名管理システム（統一）と社会保障・税の既存システムのシステム間連携によって、個人番号をキーとした名寄せを行い、宛名番号（統一）によって紐付ける。
8	▶ 既存システムが中間サーバーとやり取りを行う場合は、宛名管理システム（統一）の宛名番号を利用する。

9

【B】

① 番号制度導入に係る地方公共団体の関係システム整備への支援の内容
(総務省予算案分)

■ 国庫補助金の補助対象

- 番号制度導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)のうち、直接的に番号制度導入に係る経費を対象として、予算の範囲内において、総務大臣が認めた額を、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助金として措置。

(単位:億円)

項目	H26	
	事業費	国庫補助金
住民基本台帳システム	123.5	123.5
地方税務システム	190.2	126.8
中間サーバー(ハードウェア)	19.7	19.7
団体内統合宛名システム・団体内統合利用番号連携サーバー	41.3	41.3
合計	374.7	311.3

■ 国庫補助率(補助対象経費として総務大臣が必要と認めた経費に対する補助率)

- 住民基本台帳システム : 補助率=10/10
- 地方税務システム : 補助率=2/3
(当該システムを使用する庁内業務に係る個人番号の利用等に相当するものとして事業費の1/3)
- 中間サーバー(ハードウェア) : 補助率=10/10
- 団体内統合宛名システム・団体内統合利用番号連携サーバー : 補助率=10/10

- 地方税務システムの国庫裏負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
また、上記システム整備に伴い生ずるランニング経費については、地方財政措置。

1

② 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(総務省予算案分)の補助対象の概要(案)

■ 補助対象経費

補助対象システム	補助対象経費	内容
・住民基本台帳システム ・地方税務システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム又は 団体内統合利用番号連携サーバー	企画・開発費	(1)システム設計・開発に要する経費 (2)ソフトウェア購入(ライセンス費を含む。)に要する経費
	設備費	(1)電子計算機の設置等に要する経費 (2)情報通信端末の設置等に要する経費

- 補助対象経費は、番号制度導入に伴い、直接的に必要となる機能の整備に係る経費のみを対象
→ 番号制度導入に伴い直接的に必要となるもの以外の整備も含んだ調達の場合等については、直接的に必要となる機能の整備に係る経費のみを抽出すること
- 「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月)」記載の業務システムごとの番号制度対応のための機能追加等に係る整備を対象
- 地方公共団体情報システム機構が整備・運用を担い、用意することとなる中間サーバーの拠点(「中間サーバー・プラットフォーム」)を活用する場合の地方公共団体情報システム機構に対する負担金を対象

■ 主な補助対象外経費

- システム影響度調査、調達仕様書作成支援、工程管理支援、PIA実施に係る経費、一般事務費、番号制度導入に直接的に伴わない①パッケージソフトウェアのカスタマイズ、②業務システムの更改・能力強化等、機器の更改・能力強化等、庁内LAN整備、条例による個人番号の独自利用に係る機能追加、データ整備(データクレンジングを含む。)等

2

【H】

(参考)番号制度構築に係る地方公共団体の関係システム整備への支援(厚生労働省要求分)

■ 国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、 障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保 険、健康管理)	事業費	271.1
	国庫補助	185.3

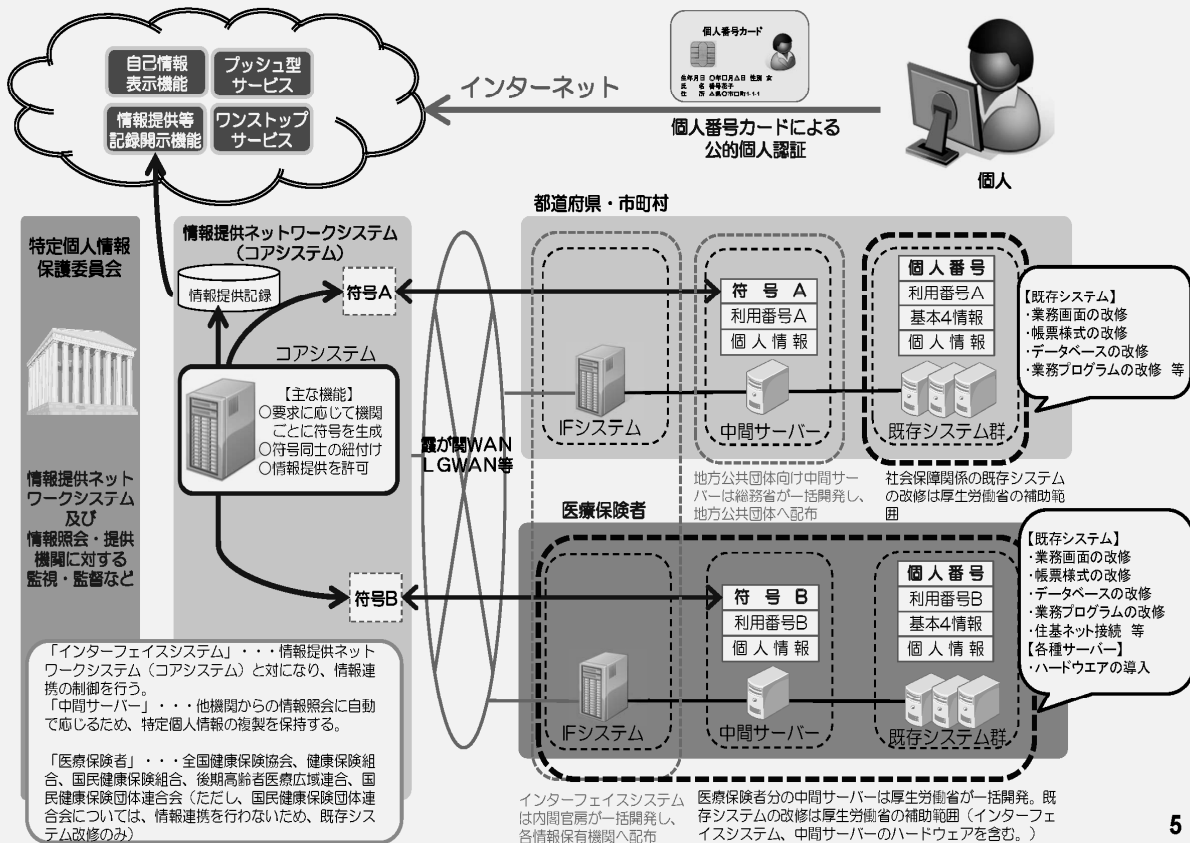
■ 国庫補助率

・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
 ※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■ 社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

(参考)社会保障関係システム改修支援等の範囲



社会保障・税番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化について(平成26年1月16日総官企第8号、総行住第4号)

各都道府県・指定都市 社会保障・税番号制度主管課長 宛て

総務省大臣官房企画課個人番号企画室長
自治行政局住民制度課長

昨年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」の施行に向けて、各地方公共団体におかれましては関係情報システムの整備等に取り組んでいただいております。

このうち新規に整備が必要となる中間サーバーについては、ソフトウェアは、総務省において一括開発し配布することとしておりますが、ハードウェアの整備にあたっては、各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図ることが適当と考えております。

このため、地方公共団体情報システム機構の整備・運用により、中間サーバーの拠点(「中間サーバー・プラットフォーム」)を、全国2か所に用意することとしております。

中間サーバー整備の共同化・集約化についての概要は別紙1～3のとおりですので、中間サーバー・プラットフォームの活用による関係情報システムの整備等をお願いします。

中間サーバー・プラットフォームの活用に係る手続、負担金の詳細等については、別途連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、本事務連絡について域内市区町村(指定都市除く)へ周知いただくようお願いします。

2

番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

- 番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用により、共同化・集約化を推進。

①ソフトウェア:国による一括開発

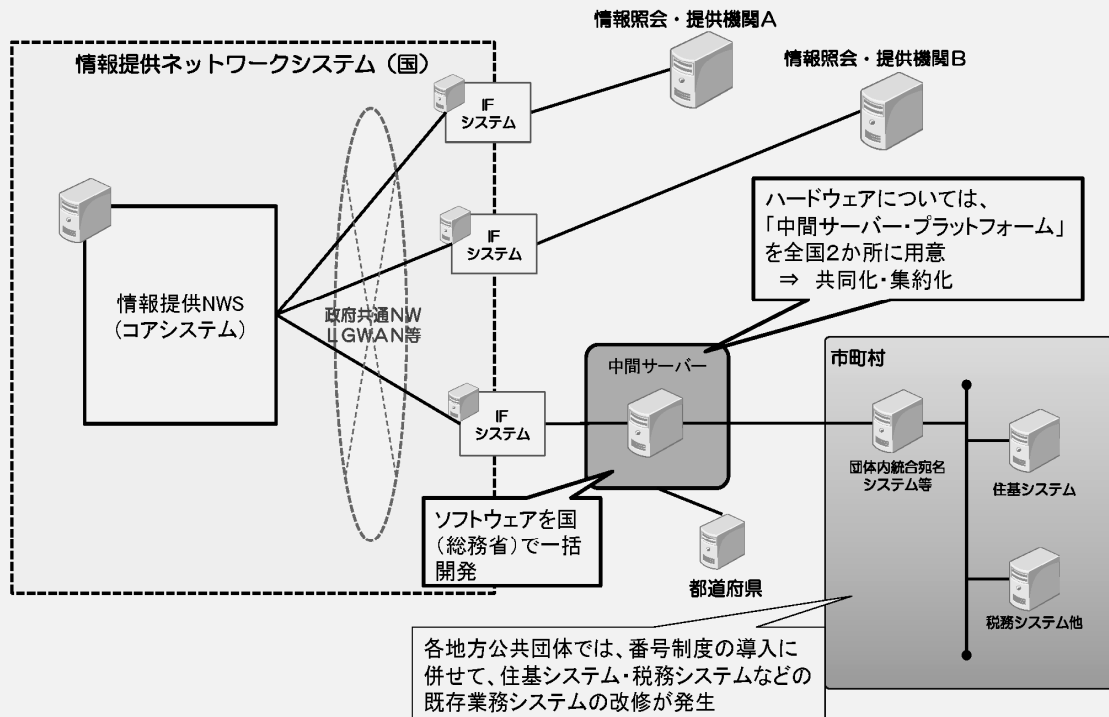
- ◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国(総務省)において一括開発(平成25年度～)し、地方公共団体に配布(当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施)

②ハードウェア:クラウドによる共同化・集約化

- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点(「中間サーバー・プラットフォーム」)を、機構が全国2か所に用意(平成26年度後半～27年度で整備)
 - ⇒ LGWAN-ASPの活用
 - ⇒ 機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
 - (a)イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b)セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの
- ※ 整備経費については、各都道府県及び市区町村の負担とし(機構への負担金)、当該負担金に応じて各団体に対して国庫補助金を交付(補助率10/10)

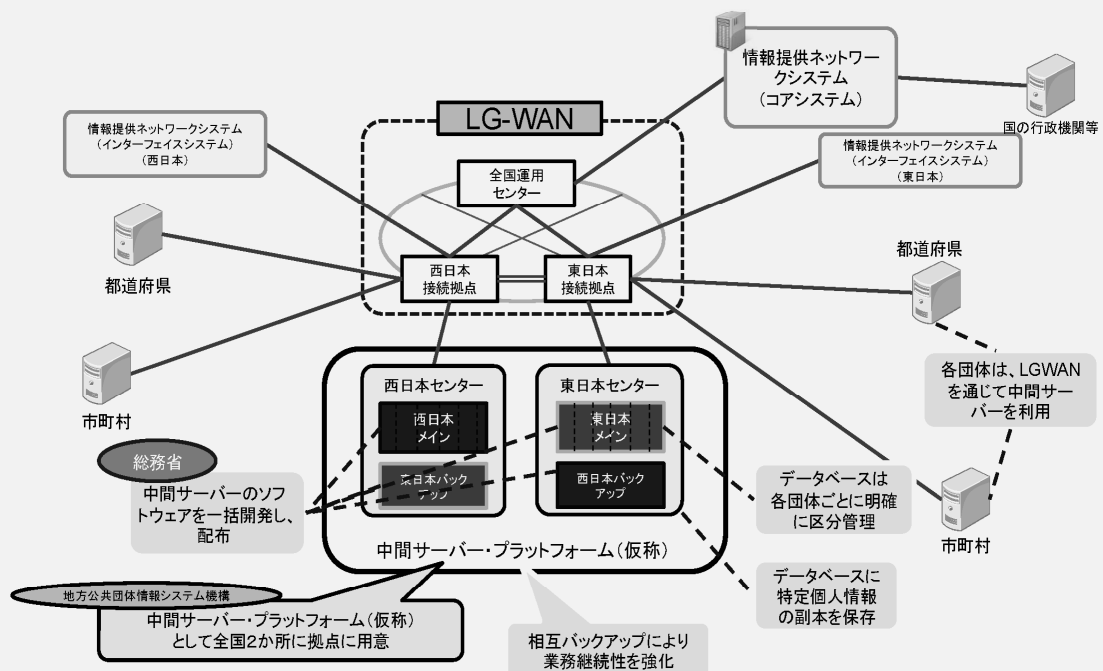
3

個人番号制度に係る地方公共団体のシステム整備



4

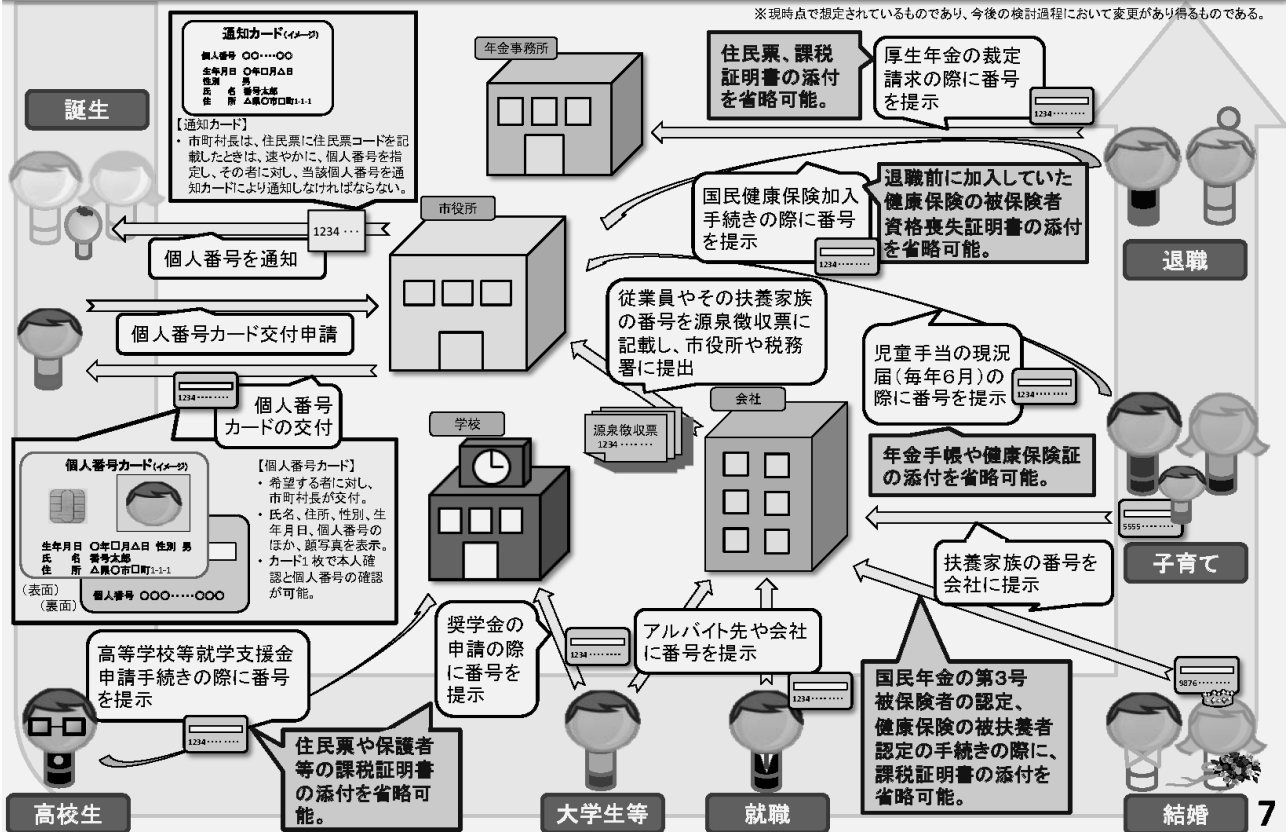
地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



5

マイナンバーの利用例(その3)

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



【G】

児童扶養手当の支給申請

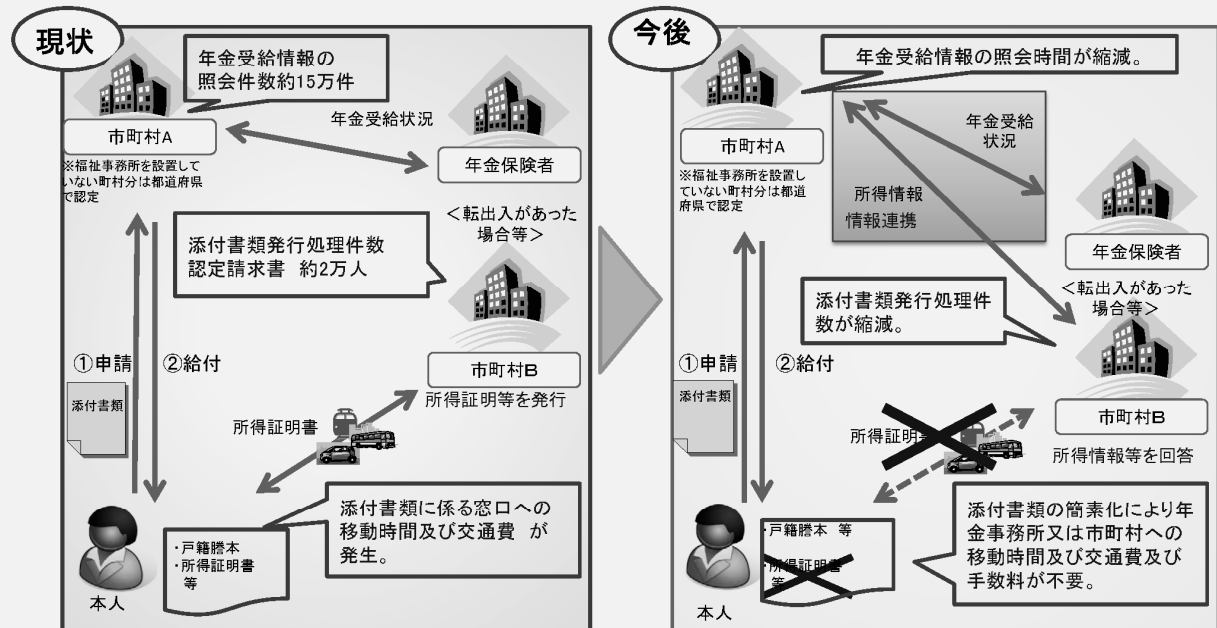
※現時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

受給資格を証明するため、申請者、配偶者、扶養義務者の所得証明等を添付、添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。年金受給状況は、年金保険者に照会。

【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、オンラインで年金受給状況は年金保険者に、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。



※認定請求書受付件数 約15万件
現況届受付件数 約106万件(平成23年度福祉行政報告例)

6

【D 資料1-7】

保護の決定実施に必要な調査

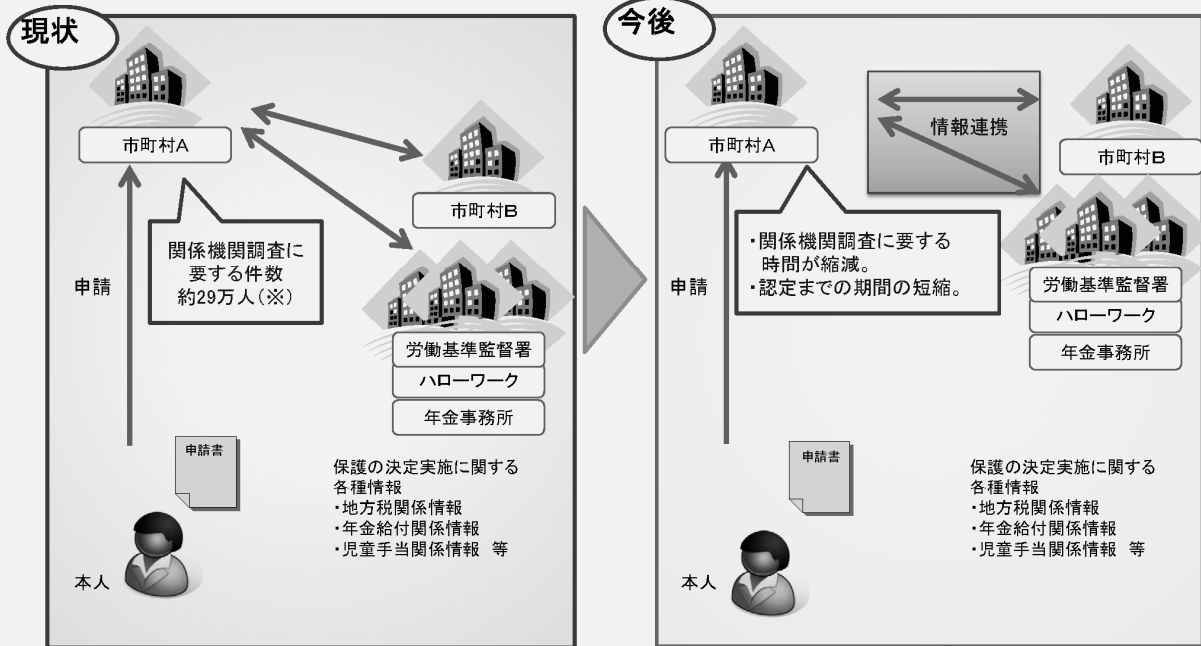
※番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

保護の決定実施のため、以下のような調査を実施。
 ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
 ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査

【番号制度導入後の効果】

必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、保護の決定実施に関する情報を他市町村等に照会。
 当該情報等に基づき保護の決定実施。



※生活保護申請件数 約29万件(平成23年度福祉行政報告例)。

7

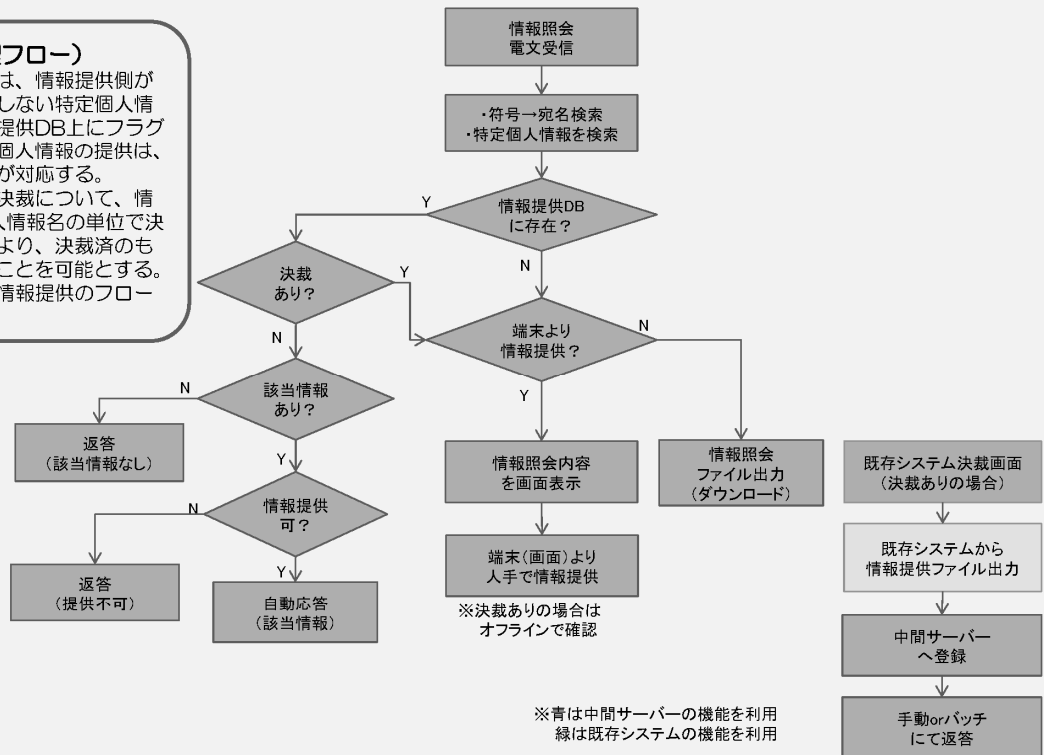
【D 資料1-7】

各章の概要(第3章) 9/13

(情報提供の処理フロー)

情報提供においては、情報提供側が「意図的に情報提供しない特定個人情報」について、情報提供DB上にフラグを設ける。当該特定個人情報の提供は、自動応答せず、職員が対応する。

また、情報提供の決裁について、情報提供DBの特定個人情報名の単位で決裁区分を持つことにより、決裁済のものだけ情報提供することを可能とする。これらを加味した、情報提供のフローを右図に示す。



14

【B】